

「社会状況に対応した教育の推進」

- 国際都市横浜に相応しい語学教育戦略について -

- 情報化社会の進展に対応した新たな情報教育の推進策について -

(第 1 回報告)

平成 1 7 年 5 月 2 0 日

横浜教育改革会議教育内容部会

目次

横浜教育改革会議教育内容部会 検討事項概念図	p. 1
1 はじめに	p. 2
2 報告のポイント	p. 3
3 国際都市横浜に相応しい語学教育戦略について	
(1) これからの時代に横浜の時代に横浜の子どもたちに 必要なコミュニケーション能力	p. 4
(2) 語学教育を取り巻く現状	p. 7
(3) 語学教育推進にあたっての基本的考え方	p.20
(4) 小中学校における国語教育の充実方策について	p.26
(5) 小学校における英語教育の導入について	p.30
(6) 中学校における英語教育の充実方策について	p.36
(7) 学校教育外活動や生涯学習の観点からの語学教育 充実方策について	p.39
(8) その他の分野における語学教育	p.40
4 情報化社会の進展に対応した新たな情報教育の推進策について	
(1) 情報教育の推進の重要性	p.43
(2) 情報教育を取り巻く現状	p.48
(3) ICT学習環境の整備について	p.53
(4) 学校における情報教育の取組の推進について	p.62
(5) 学校の情報化に向けた支援について	p.64
資料	p.66

横浜教育改革会議教育内容部会 検討事項概念図

豊かな心を育む教育の推進
不登校、いじめ、青少年による凶悪な犯罪が発生している状況

- ・豊かな心やたくましさを育む道徳教育や社会体験学習等の推進など

確かな学力を育む教育の推進
学力低下への憂慮が指摘されている状況

- ・学力向上のための総合的・体系的方策や効果的な指導方法・携帯・評価の検討
- ・総合的な学習の時間の抜本的改善 など

特色ある・魅力ある教育の推進
時代や社会の変化に対応した多様で魅力ある教育の必要性

- ・小学校入学前からの幼稚園・保育園との連携(幼・保・小連携)強化
- ・地域の協力を得た地域特性に応じた特色ある・魅力ある教育の推進 など

社会状況に対応した教育の推進

社会変化や保護者のニーズを踏まえた教育が求められる状況

- ・国際都市横浜に相応しい語学教育戦略
- ・情報化社会の進展に対応した新たな情報教育の推進
- ・科学技術教育・環境教育の推進
- ・安全教育(防犯・防災等)の推進
- ・障害児教育の推進
- ・不登校対策の推進 など

【社会動向】

- ・経済・社会のグローバル化
- ・ユビキタスネットワーク社会の到来

【子どもたちの状況】

- ・コミュニケーション能力の低下
- ・情報活用能力向上の必要性

【横浜の特徴・強み】

- ・国際都市横浜の地域特性
- ・民間を含めた多様な人材・資源

【横浜の特徴・弱み】

- ・語学教育の体制
- ・情報教育基盤の整備水準

第1回 部会報告



国際都市横浜に相応しい語学教育戦略

情報化社会の進展に対応した新たな情報教育

1 はじめに

(1) 検討の経緯

教育内容部会は、横浜市教育委員会から横浜教育改革会議への諮問（平成16年7月13日）を受け、諮問事項のうち、確かな学力を育む教育の推進、社会状況に対応した教育の推進、豊かな心を育む教育の推進、特色ある・魅力ある教育の推進など、「教育内容に関すること」を総合的かつ重点的に調査審議するために設置された。

これまでに以下のとおり、5回の部会を開催し検討を行った。

第1回部会 平成16年9月29日
（内容）・優先する検討テーマの確認等

第2回部会 平成16年10月25日
（内容）・「社会状況に対応した教育」に関する語学教育及び情報教育について

第3回部会 平成16年11月29日
（内容）・「パイオニアスクールよこはま」等について

第4回部会 平成17年1月24日
（内容）・「語学教育戦略」について
・「情報教育推進策」について

第5回部会 平成17年3月28日
（内容）・「教育内容部会報告案」について

(2) 今回の報告について

横浜の次代を担う子どもたちを育成するために、市立学校における教育内容をどのように変革し、より良いものにしていくかということが、当部会に与えられた命題である。

部会では、この命題に基づく4つの具体的な諮問事項の中で、保護者や市民の要望が高く、喫緊の課題として速やかに施策化する必要があると考えられる「社会状況に対応した教育の推進」のうち、語学教育及び情報教育の推進方策について優先的に検討し、一定の結論を見たため、このたび報告することとした。

2 報告のポイント

- (1) 国際都市横浜に相応しい語学教育戦略
 - ・ 民との協働による生涯を通じた語学力の向上
 - ・ 国語教育を充実するための小中学校を通じた教育課程の指針を策定
 - ・ 小中学校で一貫した英語教育の推進
 - ・ 小学校に英語教育を導入
- (2) 情報化社会の進展に対応した新たな情報教育の推進策
 - ・ 市立学校のネットワーク、教育用コンピュータ等の整備
 - ・ 教職員のICT指導力向上を目指した研修の充実
 - ・ 情報モラル・マナー指導の推進
 - ・ ボランティア、NPO、企業などとの協働の推進

3 国際都市横浜に相応しい語学教育戦略について

(1) これからの時代に横浜の子どもたちに必要なコミュニケーション能力

社会が進展する中で、
基本的な力としてのコミュニケーション能力や表現能力
すべての知的活動の基盤となる国語力
国際的な共通語としての英語によるコミュニケーション能力
を子どもたちが身に付けることは、多様な人びととコミュニケーションを行い、人間関係を構築することを通じて、より豊かな人生を送ることにつながる。

そのため、開港以来の国際都市横浜の地域特性を生かし、横浜市として国語教育、英語教育の充実方策の目標を定め、戦略的に施策を推進する必要がある。

価値観の多様化や都市化、少子高齢化、国際化、情報化など、社会が進展する中で、これからの時代を生きる子どもたちにとって、今まで以上に多様な人びととつながり、コミュニケーションを図っていくことが必要になる。

多様な人びととコミュニケーションを行い、人間関係を構築することは、より豊かな人生を送ることにつながる。そのためには、自らの意思や感情を的確にまとめ、相手に伝えるコミュニケーション能力を育成する必要がある。

また、このようなコミュニケーション能力を有する人材を育成することは、横浜市の都市戦略としても重要である。

高等学校や大学などの高等教育機関、社会に出て以降も見据え、生涯を通じて、これからの時代に必要となる国語力、英語力の基礎を中学校卒業段階までに身に付けるため、横浜市として語学教育を戦略的に推進していく。

ア 基本的な力としてのコミュニケーション能力や表現能力

都市化や少子高齢化が進展する中で、家庭や地域の教育力低下に伴い、子ども同士や異年齢・異世代間の関わりが希薄になってきている。そのため、多様な人間関係を構築していくため、言葉や文字により、自らの

意思や感情などを相手や場面に配慮して伝え合うコミュニケーション能力を高める必要がある。

また、自らの考えや主張を的確にまとめ、情報として発信していく能力の育成も重要になってきている。

イ すべての知的活動の基盤となる国語力

語学教育を進める上では、すべての活動の基盤ともなる教養・価値観・感性等を身に付けていくための国語力を育成することが重要であり、外国語を運用できる能力も、国語の運用能力が基盤となる。特に、文章を正確に理解し、的確に判断できる読解力や分析力、筋道を立てて物事を考える論理的思考力、互いの立場や考えを尊重しながら言語で伝え合う能力が必要となる。

また、IT革命の進展に伴い、膨大な情報の中から必要な知識や情報を取捨選択し、素早く正確に判断・処理することが必要となってきている。

さらに、価値観が多様化する中で、児童生徒一人ひとりが確固とした自我を持ち、自らの生き方を主体的に考え、社会の変化に柔軟に対応していく力を持つことが重要である。

ウ 国際的な共通語としての英語によるコミュニケーション能力

経済・社会のグローバル化の進展に伴い、ヒト・モノ・資本・情報等が国境を越えて活発に移動し、国際的な相互依存関係が深まってきている。特に、横浜は「開国の地」であり、従前より外国人居住者が多く、外資系企業や外国人観光客の誘致を積極的に行っている。そのため、アジア諸国を含め、母語の異なる人々の間をつなぐ国際的な共通語として、最も中心的な役割を果たしている英語による外国人とのコミュニケーションの必要性が高まっている。

エ 国際都市横浜の地域特性

横浜市は開港以来、日本の国際化の窓口として、経済や文化などさまざまな国際交流を展開しながら発展してきた歴史と経験による、進取で開放的な気風が培われた国際的に開かれた都市である。また、2002FIFAワールドカップTMや国際的なコンベンションの開催都市として知名度が向上するとともに、さらに積極的なシティーセールスと観光・コンベンション機能の充実を図っている。

市民の特徴としては、ワールドカップ開催時において多数がボランティアに参加するなど、様々な活動に対する協力的な市民意識が挙げられ

る。また、英語教育に協力を求めることができる外国人市民や海外からの帰国者が多数在住している。

オ モデル校の設置など都市戦略としての施策推進

社会が進展する中で、基本的な力としてのコミュニケーション能力や表現能力、すべての知的活動の基盤となる国語力、国際的な共通語としての英語によるコミュニケーション能力を子どもに身に付けさせるため、語学教育を充実する必要性が高まってきている。

また、このようなコミュニケーション能力を有する人材を育成することは、横浜市の都市戦略としても重要である。特に、国際的に活躍できる人材を育成するためには、小・中・高等学校において実践的な取組を行うモデル校を設置することについても検討する必要がある。

そのため、開港以来の国際都市横浜の地域特性を生かし、横浜市として国語教育、英語教育の充実方策の目標を定め、戦略的に施策を推進する。

(2) 語学教育を取り巻く現状

保護者や横浜市民は、
小学校段階から英語教育を積極的に進める
中学校段階では生きた英語に触れ、英語によるコミュニケーション
能力を向上させる
ことを望んでいることが伺える。
教育委員会としては、平成 16 年度から英語教育改善事業に取り組んで
きているが、更なる積極的な語学教育の推進が必要である。

ア 横浜市における語学教育の現状

(ア) 小・中学校の国語教育

横浜市においては、平成 16 年度は小学校のうち 105 校、30%が国語教育を重点研究として取り上げ、授業改善に取り組んでいるほか、文部科学省の「国語力向上モデル事業推進校(1校)」や「学力向上フロンティアスクール実践推進校(2校)」の指定を受け、国語教育の先進的な取組を行っている。しかし、国語科のもつ特性である、学習指導要領における指導事項の抽象性の高さは、必ずしも国語科の専門でない全ての学級担任が国語科を指導している小学校において、授業改善にとっての大きなネックとなっている。さらに、生徒指導・進路指導・部活動など、教育活動の上で様々な要因を抱えている中学校では、授業研究や授業改善のための情報交換などが十分ではないため、国語教育の改善にとって困難な状況となっている。

また、読書活動に関しては、文部科学省の「学校図書館の現状に関する調査」によると、全校一斉の読書活動の実施状況については、全国平均に比べて横浜市の実施率は低い。一方、1校当たりの蔵書冊数は小・中学校ともに、横浜市は全国平均の約 1.5 倍を有している。さらに、司書教諭の発令状況も、12 学級以下の小規模校も一部発令するなど、全国平均から見ると高い状況にある。しかし、他都市と比較して、子供たちの読書への関心や読書量などの傾向は、必ずしも高いとは言えない。

学校図書館の現状に関する調査

全校一斉の読書活動の実施状況

(小学校)

	平成 14 年度	平成 15 年度
全国平均	84.0%	88.2%
横浜市	59.6%	67.7%

(中学校)

	平成 14 年度	平成 15 年度
全国平均	70.0%	74.4%
横浜市	40.6%	38.6%

1校当たりの蔵書数

(小学校)

	平成 14 年度	平成 15 年度
全国平均	6,809 冊	6,930 冊
横浜市	9,586 冊	9,730 冊

(中学校)

	平成 14 年度	平成 15 年度
全国平均	8,381 冊	8,572 冊
横浜市	12,810 冊	13,170 冊

(イ) 小学校における英語活動

横浜市では、小学校に外国人講師を派遣し、英語を通して異なる文化を体験的に学ぶ「小学校国際理解教室」を昭和 62 年度から開始し、平成 11 年度からは全市立小学校で実施している。平成 16 年度においては、40 か国・地域、97 名の外国人講師を小学校に派遣している。これは、「英語に親しむ」「異文化に触れる」「コミュニケーションを楽しむ」ことをねらいとして、児童の国際性の育成を図るものであり、一クラス当たり年間 5 回程度実施している。

文部科学省が行った「小学校英語活動実施状況調査」によれば、100%の小学校が「『英語活動』を実施した」と回答している(平成 16 年度実績・全国平均は 92.1%)。しかしながら、年間実施時間数については、横浜市の 95.8%の学校が年間 4~11 単位時間(1~2 月に 1 回程度)と回答しており、「小学校国際理解教室」以上の取組を行っている学校は少数にとどまっていることが伺える。

一方、全国平均では第 1・2 学年で 10%以上、第 3~6 学年で 20%以上の学校が年間 12~22 単位時間(月 1~2 回程度)を、第 3~6 学年で 10%以上の学校が年間 23~35 単位時間(月 3 回~週 1 回程度)を実施していると回答している。

小学校英語活動実施状況調査（平成 16 年度実績）

年間実施時間数別学校数（学年別）

	学年	1	2	3	4	5	6	計
1～3 時間	全国平均	33.9%	33.0%	20.4%	19.4%	18.5%	17.2%	23.2%
	横浜市	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4～11 時間	全国平均	48.7%	49.1%	44.4%	43.8%	42.9%	43.2%	45.2%
	横浜市	96.9%	96.9%	96.3%	95.2%	95.2%	94.6%	95.8%
12～2 2時間	全国平均	12.8%	13.2%	22.6%	23.4%	24.2%	24.2%	20.5%
	横浜市	3.1%	3.1%	3.7%	4.8%	4.8%	5.4%	4.2%
23～3 5時間	全国平均	3.6%	3.7%	10.1%	10.6%	11.4%	12.4%	8.9%
	横浜市	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.6%	0.6%	0.3%
36～7 0時間	全国平均	0.9%	0.9%	2.4%	2.6%	2.8%	2.9%	2.2%
	横浜市	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
71時間 以上	全国平均	0.03%	0.05%	0.19%	0.19%	0.20%	0.23%	0.15%
	横浜市	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

（ウ）中学校における英語教育

英語によるコミュニケーション能力の育成を図るため、横浜市では全市立中学校に英語指導助手（以下「AET」という。）を派遣し、英語教員とティーム・ティーチングによる英語授業を行っている。AETの確保にあたっては、JETプログラムなどを活用した直接雇用を行ってきたが、平成 15 年度からは順次民間委託化を進めることにより、AETの質と量の向上を図っている。

しかしながら、文部科学省の「英語教育改善実施状況調査」によれば、ネイティブスピーカー又は地域人材が指導にかかわっている英語授業数の割合は、平成 16 年度において、全国平均が 22.6%であるのに対し、横浜市は 14.6%であった。15 年度の 9.6%から拡大してきているものの、これは、全国平均では 10 回の英語授業のうち、2 回以上はネイティブスピーカーなどが関わると言えるのに対し、横浜市は 10 回の英語の授業のうち、ネイティブスピーカーなどが関わるのは 1.5 回以下である。

一方、同調査においては、中学校英語教員の英語力について、実用英語技能検定試験（英検）準 1 級以上、TOEFL 550 点以上、TOEIC 730 点以上の成績を有する教員の割合が全国平均より高いという結果が出ている。

英語教育改善実施状況調査

ネイティブスピーカー又は地域人材が指導にかかわっている授業

		ネイティブスピーカー	地域人材	計
全国平均	15年度	22.3%	0.6%	22.9%
	16年度	21.1%	1.5%	22.6%
横浜市	15年度	9.4%	0.2%	9.6%
	16年度	14.4%	0.2%	14.6%

外部試験による英語教員の英語力

		英検準1級以上	TOEFL550点以上	TOEIC730点以上
全国平均	15年度	10.96%	4.69%	7.26%
	16年度	10.10%	4.84%	8.26%
横浜市	15年度	17.31%	7.12%	13.46%
	16年度	20.45%	9.11%	16.80%

イ 保護者や横浜市民の語学教育に対する考え方

平成15年度に実施した「横浜市教育ニーズ調査」から、保護者や横浜市民の語学教育に対する考え方が伺える。

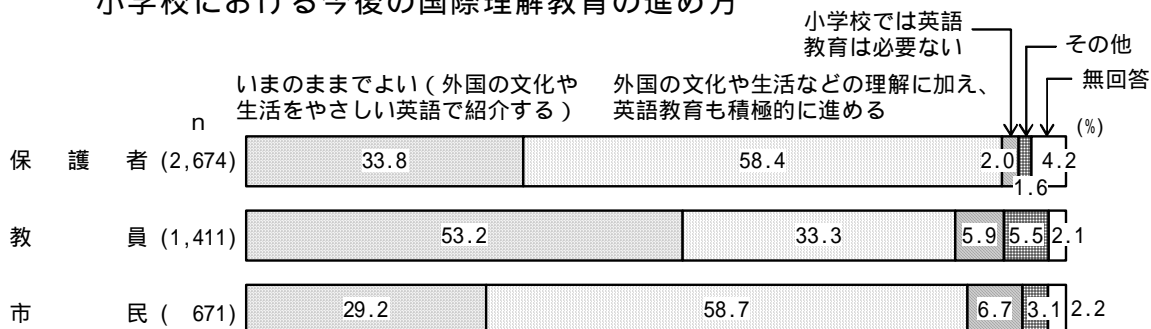
また、平成16年度に文部科学省が実施した「小学校の英語教育に関する意識調査」では、全国的な小学校英語教育に対する意識が伺える。

(ア) 小学校における今後の国際理解教育の進め方

「横浜市教育ニーズ調査」では、小学校における今後の国際理解教育の進め方については、「外国の文化や生活などの理解に加え、英語教育も積極的に進める」との回答は、保護者58.4%、市民58.7%であり、「いまのままでよい(外国の文化や生活をやさしい英語で紹介する)」との回答が、保護者33.8%、市民29.2%である。一方、「小学校では英語教育は必要ない」との回答は、保護者2.0%、市民6.7%であった。保護者や市民は、小学校段階から英語教育を積極的に進めることを望んでいる回答が多数を占めている。

横浜市教育ニーズ調査（平成 15 年度）

小学校における今後の国際理解教育の進め方



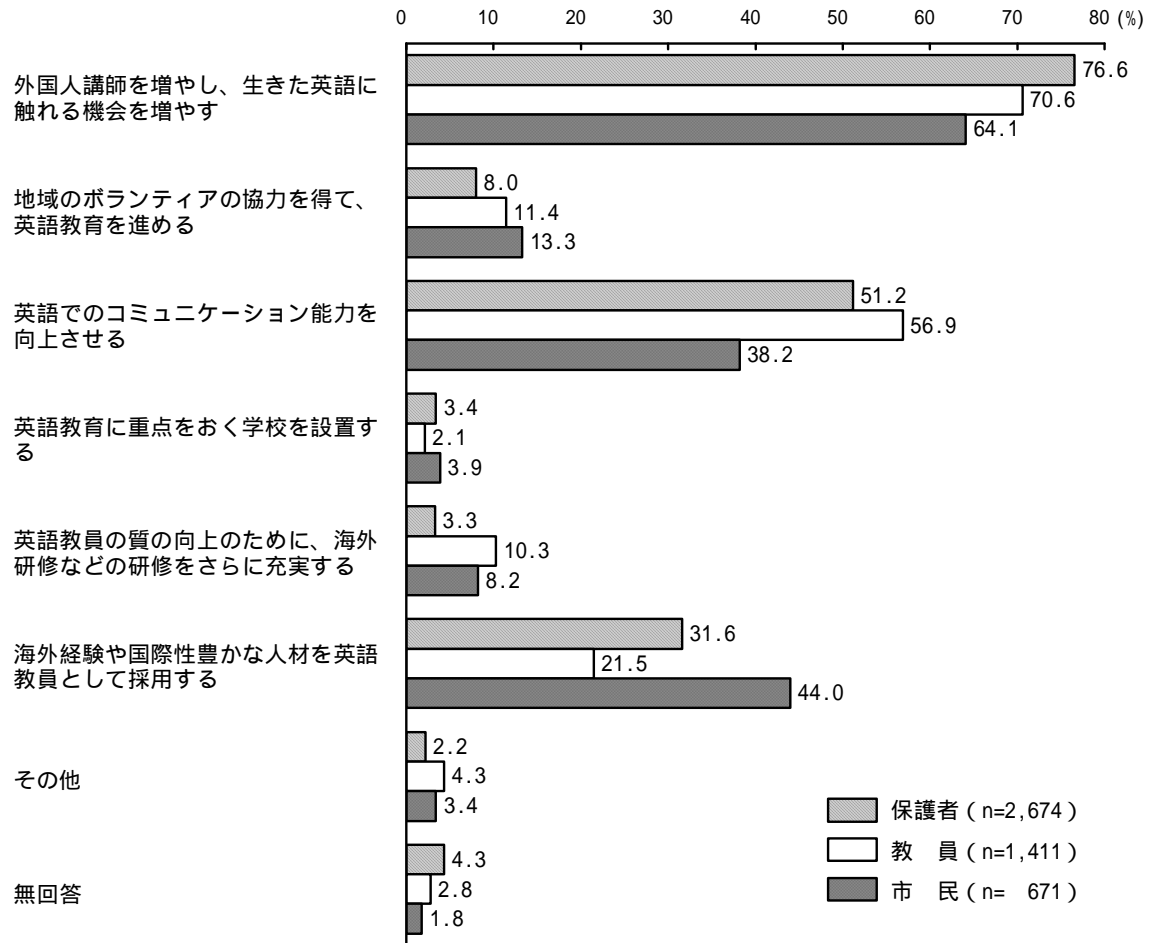
(イ) 中学校における今後の英語教育の進め方

同様に「横浜市教育ニーズ調査」では、中学校における今後の英語教育の進め方についての質問に対しては（2 つまで複数回答）「外国人講師を増やし、生きた英語に触れる機会を増やす」との回答が、保護者 76.6%、市民 64.1%であった。また、「英語でのコミュニケーション能力を向上させる」との回答が、保護者 51.2%、市民 38.2%であり、「海外経験や国際性豊かな人材を英語教員として採用する」との回答は、保護者 31.6%、市民 44.0%であった。

このことから、中学校の英語教育に対して、市民や保護者は、生きた英語に触れ、英語によるコミュニケーション能力を向上させることを望んでいると考えられる。

横浜市教育ニーズ調査（平成 15 年度）

中学校における今後の英語教育の進め方（2 つまで複数回答）



（ウ）全国的な小学校英語教育に関する意識

文部科学省の「小学校の英語教育に関する意識調査」によれば、総合的な学習の時間における英語活動について、児童の 73.9%が「好き」と回答し、保護者の 91.1%、教員の 76.4%が「よいと思う」と回答している。英語活動については、概ね理解が得られているものと思われる。

一方、小学校で英語教育を必修とすべきかという質問については、保護者の 70.7%が「そう思う」と回答しているのに対し、教員は 36.6%となっている。

今回は全国的な調査であり、横浜市における保護者や教員の意識を別途、把握する必要がある。

小学校の英語教育に関する意識調査（平成 16 年度）

1 総合的な学習の時間における英語活動

英語活動に対する満足感（児童）

「英語活動が好き」（「どちらかといえば好き」を含む）：73.9%

小学校で英語活動を行うことについてどう思うか

- ・ 保護者「よいと思う」「どちらかといえばよいと思う」計：91.1%
- ・ 教員「よいと思う」「どちらかといえばよいと思う」計：76.4%

小学校の英語活動で目標とすべき(目標としてほしい)こと(上位5項目)

		そう思う	そう思わない
保護者	英語に対する抵抗感をなくすこと	94.8%	3.3%
	外国のことに関する視野を広げること	88.4%	9.0%
	外国の人とコミュニケーションを行おうとする態度を身に付けること	87.7%	9.9%
	英語のリズムや発音などの基礎を身に付けること	86.5%	11.0%
	英語を聞いたり話したりする力を付けること	83.3%	14.3%
教員	英語に対する抵抗感をなくすこと	94.8%	4.2%
	外国の人とコミュニケーションを行おうとする態度を身に付けること	92.8%	6.3%
	外国のことに関する視野を広げること	89.0%	9.5%
	英語のリズムや発音などの基礎を身に付けること	62.7%	35.5%
	英語を聞いたり話したりする力を付けること	59.6%	38.9%

小学校の英語活動は誰が教えるのがよいか（複数回答・上位5項目）

保護者	小学校の教員と英語を母語とする外国の人の組み合わせ	89.5%
	小学校の教員と英語が得意な地域の日本人の組み合わせ	17.1%
	小学校の教員と中学校や高校の英語の教員の組み合わせ	11.1%
	学級担任などの小学校の教員	10.2%
	中学校や高校の英語教員	5.5%

（上位5項目）

		よいと思う	よくないと思
教員	小学校の教員と英語を母語とする外国の人のT・T	85.7%	9.6%
	英語を専門に教える小学校の教員	80.7%	12.8%
	学級担任と英語を専門に教える小学校教員のT・T	76.9%	16.0%
	小学校の教員と英語が得意な地域の日本人のT・T	62.8%	25.7%
	学級担任	39.9%	45.1%

英語活動を実施する上での課題（教員）（複数回答・上位5項目）

A L Tや英語に堪能な民間人など外部人材の確保	74.2%
教員間や、A L Tや英語に堪能な民間人など外部の協力者との打合せの時間の確保	50.2%
教材・教員等の開発や準備	45.0%
小学校教員の英語力や指導力の向上	44.9%
英語活動に関する教員研修の充実	42.0%

2 児童の英語習得の希望等

「英語が使えるようになりたい」（児童）：73.9%

英語を使ってしてみたいこと（児童）

	そう思う	そう思わない
外国に旅行に行ったときに英語を使ってみたい	83.1%	8.3%
外国の人と英語で話したい	79.0%	12.3%
将来受験に役立つようにしたい	70.0%	14.3%
英語の本を読みたい	58.6%	29.5%
外国のテレビや映画を英語のままで見たい	54.0%	33.4%
外国の人と手紙やメールのやりとりをしたい	43.8%	40.9%
将来英語を使う仕事をしたい	32.1%	48.1%

3 小学校の英語教育の必修化

小学校で英語教育を必修とすべきか

	そう思う	そう思わない
保護者	70.7%	21.5%
教員	36.6%	54.1%

小学校で英語教育を必修とすべき理由（複数回答）

保護者	早くから英語に親しませておいた方が英語に対する抵抗感がなくなると思うから	83.6%
	英語の発音は小学生のときから学んだ方が身に付くと思うから	50.5%
	英語は小学生のときから学んだ方が身に付くと思うから	46.4%
	中学校に入ってから英語に積極的に取り組めると思うから	41.8%
	外国の人とコミュニケーションを行おうとする態度が身に付くと思うから	36.7%
	外国のことにに関して視野が広がると思うから	31.8%
	学校によって英語を教えているところと教えていないところがあるのは問題だと思うから	23.6%
教員	早くから英語に親しませておいた方が英語に対する抵抗感がなくなると思うから	76.4%
	外国の人とコミュニケーションを行おうとする態度が身に付くと思うから	63.6%
	英語の発音は小学生のときから学んだ方が身に付くと思うから	42.3%
	外国のことにに関して視野が広がると思うから	42.2%
	英語は小学生のときから学んだ方が身に付くと思うから	31.2%
	学校によって英語を教えているところと教えていないところがあるのは問題だと思うから	18.6%
	中学校に入ってから英語に積極的に取り組めると思うから	12.2%

小学校で英語教育を必修とすべきでない理由
 (複数回答)

保護者	小学校では他の教科の内容をしっかりと学んでほしいと思うから	66.8%
	子どもの負担が増えると思うから	45.8%
	正しい日本語を身に付けることがおろそかになると思うから	38.8%
	中学校や高校に入ってからでも十分身に付くと思うから	23.6%
	小学校では英語を教えることができる先生が少ないから	23.3%
	小学校で英語を教えるかどうかは、地域や学校の実態に応じて各学校が判断すべきだと思うから	20.8%
	早くから始めると英語を嫌いになる可能性があると思うから	9.8%
	小学校で英語を教えても英語は身に付かないと思うから	8.6%
教員	小学校では他の教科の内容をしっかりと学んでほしいと思うから	68.2%
	正しい日本語を身に付けることがおろそかになると思うから	44.0%
	子どもの負担が増えると思うから	43.9%
	小学校で英語を教えるかどうかは、地域や学校の実態に応じて各学校が判断すべきだと思うから	31.1%
	小学校では英語を教えることができる先生が少ないから	22.4%
	中学校や高校に入ってからでも十分身に付くと思うから	12.6%
	小学校で英語を教えても英語は身に付かないと思うから	5.3%
	早くから始めると英語を嫌いになる可能性があると思うから	5.0%

ウ 語学教育に関する教育委員会の取組

横浜市においては、昭和 62 年度から開始した「小学校国際理解教室」などとともに、平成 16 年度からは、「地域人材を活用した英語活動推進校」や「英語教育推進校」、「英語教育推進校区」において英語教育の実践を行う「英語教育改善事業」を開始するなど、独自に語学教育に関する施策を進めてきたところである。

(ア) 地域人材を活用した英語活動推進校（小学校）

平成 16 年度から、英語が堪能な地域人材を活用し、「総合的な学習の時間」などにおいて英語活動を行う「地域人材を活用した英語活動推進校」を指定している。16 年度は 23 校を指定し、国際理解教室の時間を含め、年間 20 単位時間（月 2 回）程度の英語活動を実践している。また、カリキュラムや教材、指導法などについて研究を行っている。

しかしながら、カリキュラム、教材などについて教育委員会として標準を示していないことから、各学校に委ねられているところである。また、英語が堪能な地域人材についても、各学校の努力により確保している状況である。

(イ) 英語教育推進校（中学校）

平成 15 年度から、AET が中学校に 1 名常駐する「英語教育推進校」を開始し、16 年度は各区 1 校、18 校を指定している。「英語教育推進校」では、AET が常駐して全クラスが週 1 回は AET と授業を行うことにより、授業の改善や AET の効果的な活用を通して、生徒の英語でのコミュニケーション能力を向上させる指導などについて研究を行っている。

(ウ) 英語教育推進校区

平成 16 年度から、校区に AET が 1 名常駐する「英語教育推進校区」を 2 校区指定している。「英語教育推進校区」では、地域の児童生徒の実態を踏まえ、小学校と中学校とで連携を図った英語活動や英語教育について研究を行っている。

(エ) 英語教員集中研修

平成 16 年度から 4 か年計画で、全英語教員を対象とした 10 日間の集中研修を行っている。これは、生徒が実践的コミュニケーション能力を身に付けるため必要な英語教授力の習得を図るため、教員自身の英語運用能力の向上と英語授業の改善を目的としている。研修では、ネイティブスピーカーを講師とした演習や外部試験などを実施している。

エ 語学教育を取り巻く国の動向

文部科学省では、「『英語が使える日本人』の育成のための行動計画」を平成 15 年 3 月に作成し、英語教育の改善に向けて国として取り組むべき施策をまとめた。国語力向上については、児童生徒の国語力向上のための総合的な取組などを行う「国語力向上推進事業」を平成 15 年度から実施している。また、OECDやIEAの国際学力調査の結果を受け、「読解力向上のためのプログラム」をまとめることとしている。

さらに、中央教育審議会では、学習指導要領の見直しに当たり、全ての教科の基本となる国語力の育成や外国語教育の改善充実について、本年秋までに基本的な方向性をまとめることとしている。

(ア) 国語力向上推進事業

文部科学省では、平成 15 年度から「国語力向上推進事業」を進めている。

「国語力向上モデル事業」では、家庭や地域と連携しながら、児童生徒の国語力向上のため、モデル地域・学校を指定し、国語科と他教科及び総合的な学習の時間等との関連を図った指導の充実など総合的な取組を実施している。横浜市内でも、三ツ沢小学校が「国語力向上モデル事業推進校」の指定を受けている。また、「国語指導力向上講座」を開催し、全国の教員の国語に関する指導技術の向上を図っている。

また、「学力向上フロンティア事業」においても、横浜市では東小学校と川上北小学校が指定され、少人数指導や習熟度別指導を中心とした授業改善に取り組んでいる。

(イ) 『英語が使える日本人』の育成のための行動計画

平成 15 年 3 月に、文部科学省において「『英語が使える日本人』の育成のための行動計画」を作成した。同計画では、「英語が使える日本人」を育成する体制を確立すべく、平成 21 年度を目指した英語教育の改善の目標や方向性を明らかにし、その実現のために国として取り組むべき具体的な施策をまとめている。

(ウ) 中央教育審議会における審議

学習指導要領について不断の見直しを図っていく観点から、平成 16 年 3 月に、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会に各教科等の専門部会を設置した。

英語教育については、「総合的な学習の時間」における英会話活動や研究開発学校等の成果の検証、諸外国の事例の検証などを踏まえ、小学校段階を含め初等中等教育全体を通じた外国語教育の在り方、小学校において英語教育を導入した場合の課題、教員の資質向上の方策、指導方法・指導体制の工夫等について総合的な検討を行っている。国

語教育についても、初等中等教育全体を通じた教育の在り方等について総合的な検討を行っている。

さらに、全ての教科の基本となる国語力の育成や外国語教育の改善充実に関して、十分に検討し、学習指導要領の見直しに当たっての基本的な方向性について、義務教育の在り方の検討と関連して、本年秋までに報告をまとめることとしている。

オ 語学教育に関する他の地方公共団体の取組

文部科学省の「小学校英語活動実施状況調査」によると、公立小学校の92.1%が「総合的な学習の時間」などを活用し英語活動を実施している。

また、他の地方公共団体には、「研究開発学校制度」や「構造改革特別区域制度」を活用し、国の基準によらない独自の教育課程を編成した語学教育を実施している地方公共団体もある。

(ア) 研究開発学校制度の活用

「研究開発学校制度」は、教育課程の改善に資する実証的資料を得るため、教育委員会などの申請に基づく文部科学省の指定により、学習指導要領等の現行の教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を認められたものである。

平成16年度において英語教育に関する実践を行っている学校は、小学校70校、中学校37校、高等学校1校、養護学校1校、幼稚園5園である。国語教育については、小学校1校、中学校1校において実践している。

(イ) 構造改革特別区域制度の活用

「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」は、地方公共団体などが自発性に基づき設定した課題に基づき、教育課程の基準によらない教育課程の実験的な編成・実施を可能とすることにより、当該地域における学校教育の活性化や教育課程の改善を図るものである。地方公共団体の長が申請し、内閣総理大臣が認定することにより、教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施が可能となる。

平成16年12月現在、37の地方公共団体が、小学校段階から英語教育を実施するなど、公立学校における英語教育に関する構造改革特別区域の認定を受けている。また、東京都世田谷区では「世田谷『日本語』教育特区」の認定を受けている。

カ アジア諸国の小学校段階における英語教育

韓国、中国、台湾などのアジア諸国・地域においても、小学校段階が

ら英語教育を実施している。

アジア諸国・地域との交流や都市間競争を進める上でも、語学教育が重要となってくる。

(ア) 大韓民国

大韓民国では、1997年に第3学年から必修科目として小学校英語が導入された。第3・4学年は週1単位時間、第5・6学年は週2単位時間の授業が行われている(1単位時間は40分)。

(イ) 中華人民共和国

中華人民共和国では、2001年に全国の小学校で順次、必修教科として英語教育を導入する計画が発表された。地域によって異なるが、一般に第3学年から開始し、週2～3単位時間の授業が行われている(1単位時間は40分)。

(ウ) 台湾

台湾では、台湾全土においては、2001年に第5学年からの小学校英語が開始された。特に、台北市においては、1998年に第3学年からの小学校英語が導入され、2001年には第1学年から実施することとなった。地域によって異なるが、週2単位時間の授業が行われている。

(3) 語学教育推進にあたっての基本的考え方

語学教育の推進にあたっては、

協力的な市民意識を有する横浜市の地域特性を活かし、学校内外の教育活動に地域人材を活用

国語教育を充実するため小中学校を通じた教育課程の指針を策定
小中学校で一貫した英語教育を推進するため、外部有識者による協力者会議において検討を行う。

特に、小学校に英語教育を導入するにあたっては、

- ・ 発達段階に応じた目標設定
- ・ 各小学校でカリキュラム編成を行うための教育課程の指針
- ・ 適切な評価規準・評価方法
- ・ 授業を行うための教材・指導方法の開発・周知
- ・ 各小学校の実態に即した指導体制
- ・ 授業時数の確保方策

について詳細な検討を行う。平成 19 年度から可能な学校から順次、導入を進め、21 年度までに全市立小学校での実施を目指す。

ア 民との協働による生涯を通じた語学力の向上

語学教育の推進にあたっては、様々な活動に対する協力的な市民意識を有する横浜市の地域特性を活用する。

語学力の向上を進めるためには、学校教育だけでなく、地域の活動と連携して生涯を通じた語学力の向上を検討する必要がある。

また、学校における語学教育においても、本の「読み聞かせ」や英語教育に関するサポーターとして、地域人材の活用を進める必要がある。

(ア) 学校教育外の活動と連携した生涯を通じた語学力の向上

土曜日や長期休業期間中を活用した学校教育外活動としての語学力の育成や、子どもから高齢者までの生涯を通じた語学力向上の環境整備の方策を推進する。

(イ) 学校教育における地域人材や地域活動の活用

語学教育の推進にあたっては、民との協働の理念の下、地域人材や地域活動を学校教育の場において積極的に活用していく。

イ 国語教育を充実するため小中学校を通じた教育課程の指針を策定

すべての知的活動の基盤である国語力を育成するため、国語教育を充実させる必要がある。

特に、

- ・文章を正確に理解し、的確に判断できる読解力や分析力
- ・筋道を立てて物事を考える論理的思考力
- ・自らの考えや主張を的確にまとめ、効果的に発表・提示する表現力
- ・互いの立場や考えを尊重しながら、言語を通して伝え合う力

を育成するための取組を推進する。

そのため、学習指導要領に加えて、横浜市独自に小中学校を通じた教育課程の指針を設定し、国語科の授業改善を進める。

ウ 小中学校で一貫した英語教育の推進

国際的に開かれた地域特性を有する横浜市においては、市民が英語を使える必要性は他の地域よりも高いと言える。また、市民のコミュニケーション能力の向上は、横浜の都市戦略としても重要である。

そのため、横浜市独自の英語力育成のための目標設定や教育課程の指針を策定し、小中学校で一貫した英語教育を推進していく必要がある。

(ア) 外部有識者による協力者会議での詳細な検討

小学校の英語教育導入や中学校の英語科授業改善のためには、目標、教育課程、評価規準・評価方法、教材・指導方法、指導体制等について、詳細な検討が必要である。

そのため、外部の有識者による「横浜市英語教育推進協力者会議(仮称)」を設け、先進的な他の地方公共団体の取組を把握し、具体的な検討を進める。

(イ) 中学校卒業段階で外国人来訪者に簡単な横浜観光案内

中学校学習指導要領においては、外国語の目標を「外国語を通じて、言語や文化に対する理解を踏まえ、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くことや話すことなどの実践的コミュニケーション能力の基礎を養う」と規定している。

また、文部科学省が平成15年3月に作成した「『英語が使える日本人』の育成のための行動計画」では、国民全体に求められる英語力の目標として「中学校・高等学校を卒業したら英語でコミュニケーションができる」とし、中学校卒業段階での目標を「挨拶や応対、身近な暮らしに関わる話題などについて平易なコミュニケーションができる力」としている。

しかしながら、横浜市は開港以来、さまざまな国際交流を展開しな

がら発展してきたことから、外国人居住者や外国からの来訪者が多く、国際的に開かれた地域特性を有する。市民が英語を使える必要性は他の地域よりも高いと言える。

そのため、学習指導要領の目標に加えて、横浜市独自に明確な目標を設定することにより英語教育を推進する。横浜市の地域特性も加味し、より実践的なコミュニケーション能力を育成するための独自の英語力の目標として、

- ・ 中学校卒業段階で、外国人来訪者に対して、自らが考える横浜の良さを伝え、簡単な横浜市の観光案内ができることを掲げる。

(ウ) 小中学校で一貫した英語教育に関する教育課程の指針を策定

中学校卒業段階に求める英語力の目標に向けては、学習指導要領に加えて、横浜市独自に英語教育に関する教育課程の指針を設け、各学校で実施していく必要がある。特に、「中学校卒業段階で、外国人来訪者に対して、自らが考える横浜の良さを伝え、簡単な横浜市の観光案内をできる」ための英語力を身につけるには、小学校低学年から英語に慣れ親しみ、中学校で実践的コミュニケーション能力の育成につなげることが重要である。そのため、小学校から一貫した英語教育を実施するため、小中学校を通じた教育課程の指針を策定する。

エ 小学校に英語教育を導入

語学教育を充実する必要があるとあり、小学校で英語教育を行う意義を有することから、平成 19 年度より可能な学校から順次、導入を進め、21 年度までに全市立小学校での英語教育の実施を目指す。

(ア) 小学校において英語教育を行う意義

小学校において英語教育を行うことは、児童が英語に慣れ親しみ、母語以外の言語に触れることにより、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成につながる。

さらに、地域人材や A E T など教員以外の人材が授業に参加することにより、指導形態の見直しなど小学校教育全体の活性化に資するものである。

a 英語に慣れ親しむ

小学校段階から英語に慣れ親しむことにより、英語へ興味・関心や意欲を高め、中学校からの実践的コミュニケーション能力の育成につなげることができる。

b 積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成

母語以外の言語を用いてコミュニケーションを行う英語教育を

通して、相手の立場を尊重しつつ、自分の意思を表現できるような自己表現力や積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図ることができる。

c 指導形態の見直しによる小学校教育全体の活性化

小学校の教員は、英語教育の指導経験がなく、指導のための訓練も受けていないことが多い。そのため、小学校では、英語が堪能な地域人材やAETなどとのチーム・ティーチングや、視聴覚教材・コンピュータなどを活用し、英語教育を行うことになる。

教員以外の人材が授業に参加することや視聴覚教材・コンピュータなどを授業に活用することは、指導形態の見直しにつながる。さらには、小学校教育全体の活性化に資するものである。

(イ) 教育課程の指針など小学校に英語教育を導入するための検討事項

小学校に英語教育を導入するためには、各学校において授業を実施するため、次のような検討を行う必要がある。

- ・ 発達段階に応じた目標設定
- ・ 各小学校でカリキュラム編成を行うための教育課程の指針
- ・ 適切な評価規準・評価方法
- ・ 授業を行うため教材・指導方法の開発・周知
- ・ 各小学校の実態に即した指導体制
- ・ 授業時数の確保方策

これらについて、外部有識者による「横浜市英語教育推進協力者会議（仮称）」において具体的な検討を行う。

市外から転入する児童生徒や市外への転出する児童生徒の教育を考えれば、全国の全ての公立小学校において、同じ教育課程の基準による英語教育を行うべきある。しかしながら、現在のところ、国から小学校の英語教育に関する基準は示されていない。当面、横浜市独自に教育課程の指針を設ける必要がある。

教育課程の指針は、中学校卒業段階での英語力の目標に向けて進められる、中学校における実践的コミュニケーション能力の育成につなげるように策定する。

また、教育課程の指針の策定や主たる教材、評価規準・評価方法の整理については、「地域人材を活用した英語活動推進校」23校において、16年度から着手しているカリキュラムや教材、指導方法などの研究成果を活用する。

(ウ) 平成19年度から順次、英語教育を導入

小学校に英語教育を導入するに当たっては、次のような過程を経て、平成19年度より可能な学校から順次、導入を進め、21年度までに全

市立小学校での英語教育の実施を目指す。

a 平成 17 年度

教育委員会の取組

- ・ 年間 20 時間程度の英語活動を行う「英語活動推進校」を、23 校から 36 校に拡充
- ・ 「英語活動推進校」を中心に、小学校教員に対し指導方法などに関する研修を開始
- ・ A E T の小学校への派遣を開始
- ・ 中学校英語教員に対し、小学校への兼務発令を開始
- ・ 「英語活動推進校」の指導事例を各校に発信

各学校の取組

- ・ 小学校教育研究会に「英語部会」を設置し、教員が自主的に英語教育について研究を行う体制を構築

b 平成 18 年度

教育委員会の取組

- ・ 発達段階に応じた適切な目標設定を行い、小中学校で一貫した英語教育に関する教育課程の指針を策定
- ・ 主たる教材の標準、評価規準・評価方法の在り方を策定
- ・ 英語が堪能な地域人材を各校に紹介する仕組み（人材バンク、資格認定制度など）の構築

各学校の取組

- ・ 全小学校に校務分掌による「英語担当教諭（仮称）」を位置付け
- ・ 「英語担当教諭（仮称）」による校内研修を開始

c 平成 19 年度

教育委員会の取組

- ・ 全小学校の「英語担当教諭（仮称）」に対する悉皆研修を開始
- ・ 英語教育の目標、教育課程の指針、主たる教材の標準、評価規準・評価方法の在り方等について各学校に周知徹底

各学校の取組

- ・ 「英語活動推進校」など実施可能な小学校から、順次、英語教育を開始

d 平成 20 年度

各学校の取組

- ・ 英語教育実施校の拡充
- ・ 全小学校において英語教育の指導計画を作成

e 平成 21 年度

各学校の取組

- ・ 全市立小学校において英語教育を開始

(エ) 小学校英語教育の進め方

a 英語に慣れ親しみ、興味・関心・意欲を高める

小学校においては、児童の発達段階に応じ、音声を中心とした、身近で簡単な英語によるコミュニケーション活動を行うことが考えられる。これにより、国際的な共通語としての英語に慣れ親しみ、英語への興味・関心や意欲を高め、中学校からの実践的なコミュニケーション能力の育成につなげていく。

しかしながら、市外から市立学校に転入する児童生徒に対する教育についても、十分に配慮する必要がある。

b 第1学年からの英語教育の実施

英語に慣れ親しみ、英語への興味・関心や意欲を高め、中学校からの実践的なコミュニケーション能力の育成につなげていくため、第1学年から英語教育を実施していく。

c 少なくとも週1単位時間以上の授業時数の確保

「中学校卒業段階で、外国人来訪者に対して、自らが考える横浜の良さを伝え、簡単な横浜市観光案内をできる」英語力を身につけるためには、小学校低学年から、少なくとも週1単位時間以上の授業時数を確保し、英語教育を進める必要がある。

d 学級担任に対する支援体制

小学校で英語教育を実施するためには、児童の実態を把握する学級担任が中心となる必要がある。しかしながら、小学校教員は英語教育の指導経験がなく、指導のための訓練も受けていないことが多い。

そのため、学級担任が英語教育を進めることを支援できるよう、英語が堪能な地域人材やAET、中学校英語教員を小学校に紹介する仕組みを構築する。また、学級担任が単独で英語教育を行えるような、視聴覚教材やコンピュータ教材についても検討する。

(オ) 小学校国際理解教室との関係

昭和62年度から開始し、平成11年度から全市立小学校で実施している「小学校国際理解教室」では、小学校に外国人講師を派遣(16年度は40か国・地域、97名)し、英語を通して異なる文化を体験的に学ぶこととしている。

小学校に英語教育を導入した以降は、英語教育で学習したことを生かし、様々な国の講師たちとコミュニケーションを楽しみ、異文化を理解する実践の場として進めていくこととする。

(4) 小中学校における国語教育の充実方策について

児童生徒を取り巻く言語環境の多様化を踏まえ、英語教育や他教科等との関連を図りながら、国語科の授業改善を進め、教員の専門性や指導力の向上を図る。

また、児童生徒の読解力や読書力の向上と、言語や言語活動に対する関心や意欲の喚起を図るため、読書活動を推進する。

ア 国語力を育成するための「わかる授業」

指導事項の抽象度が高い国語科の教科特性や、児童生徒を取り巻く言語環境の多様化を踏まえ、国語科の授業改善を図る。

(ア) 抽象度の高い指導事項

学習指導要領に示されている指導事項の抽象度が高いという国語科の教科特性から、「わかる授業」の展開を目指して、螺旋的・反復的に設定される指導内容を具体的かつ明確に示す必要がある。

(イ) 言語環境の多様化

児童生徒を取り巻く言語環境が多様化しているため、それに伴って児童生徒の言語に関する資質や能力も多岐にわたっており、児童生徒の実態に応じた国語科の授業の改善を図る必要がある。

イ 学校生活や社会生活において生きて働く国語力

国語科の学習をすべての教科等との関連を図るとともに、多様な言語活動を児童生徒の日常生活の中に意図的に設定することにより、学校生活や社会生活において生きて働く国語力を育成する。

(ア) 国語科の授業と他教科等との関連性

小中学校における国語科の授業は、国語科のみの学習が独立して実施されることが多く、他教科等との関連性が薄くなるため、国語科で学んだ言語に関する理解力や表現力が、実際の学校生活や家庭生活で生かされる機会が少なくなっている。したがって、国語科の学習は、すべての教科等との関連を図りながら、計画・実施される必要がある。

(イ) 社会状況や生活様式の多様化

急激な社会の変化は、児童生徒を取り巻く生活様式に大きな影響を与えており、それに伴って児童生徒の生活の中での言語活動の質的・量的な側面において問題が指摘されている。あらためて、話す・聞く・書く・読むといった多様な言語活動を、児童生徒の学校・家庭・地域での日常生活の中に意図的に設定していく必要がある。

ウ 外国語を運用する能力の基盤となる国語力・英語教育との関連性

国語科の教科目標の中で「表現力・理解力・伝え合う力」に比較して「思考力・想像力・言語感覚・関心・態度」が、授業の中で具体的な指導内容としての位置付けが弱いため、英語教育との関連性が不明確になっている。これらの言語にかかわる資質や能力の側面から、英語教育との関連性を明らかにして、確実に児童生徒に身に付けさせていく必要がある。

エ 国語力を高めるために教員の専門性や指導力を向上

小学校における教員は、原則的にすべての教科の指導に当たることになっているが、必ずしも全員が国語教育に堪能ではない。また、中学校においても、指導観の転換が進まず旧来の指導法に固執した授業が展開されている例もあることから、一人一人の教員の指導力を向上させる必要がある。

中でも、児童生徒に対する内発的な動機付けを工夫して、言語活動に興味関心をもちながら取り組むようにさせるとともに、指導事項を授業レベルで具体化して、目に見える形で国語の力を身に付けさせることが急務である。

オ 読書活動の推進

児童生徒の読書量が減少しており、読解力や読書力の低下が懸念される。また、若年層における「言葉の乱れ」や「書くこと・読むこと」を中心とした言語活動の希薄化なども懸念されている。そのため、読書活動を推進する必要がある。

(ア) 児童生徒の読書量の減少

生活様式の多様化等に伴い、児童生徒の読書量は、学年が進むごとに減少してきている。情報の処理活用や問題解決の側面からも、豊かな心の育成の側面からも、児童生徒の読書量を増加させる必要がある。

(イ) 読解力や読書力の低下の懸念

OECDによる2003年学習到達度調査において、我が国の児童生徒の読解力の低下が指摘された。国語科の学習を中心にして、「テキストを理解・評価しながら読む力を高めること」「テキストに基づいて自分の考えを書く力を高めること」「様々な文章や資料を読む機会や、自分の意見を述べたり書いたりする機会を充実すること」などに取り組んでいく必要がある。

(ウ) 言葉の乱れと言語活動の希薄化

近年、若い世代において、言語を適切に用いて人間関係を築きそれを維持していく、いわゆる人間関係形成能力が衰えつつあるとの指摘がなされている。これは、急速に変化していく社会状況の中で、流行語や外来語などの語彙に関する変化や、省略形の多様や伝達手段の多様化などに伴う語法等の変化に伴い、世代間の伝達手段としての言語が十分に機能しなくなってきたことと大きな関係がある。これらの問題点の要因の一つとして、読書量の低下があげられている。このことから、文学的文章のみならず、科学的な文章も含めて、多様な読書を推進する必要がある。さらに、学校教育の場面だけでなく、家庭や地域にも広げて、児童生徒を取り巻く大人も含めて、具体的な読書活動を拡充していく必要がある。

平成 21 年度に向けての具体的な方策

国語科の授業改善について

- ・ 小中学校を通じた教育課程の指針を策定する
- ・ 「国語科授業改善モデル作成協力校」を設置し、指導事項や評価規準の具体化・明確化を含む授業改善モデルを作成し、指導資料としてまとめて全校配付する。
- ・ 「国語教育全体計画」を全校で策定し、学校教育の全教育活動の中で、国語力を高めていく体制を整備する。
- ・ 授業改善支援センター（仮称）において優れた実践事例（学習指導案等）の資料蓄積を図り、各学校の研究・実践に資する。
- ・ 各学校に対して、音読・朗読・暗誦など文章を声に出して読むことの機会の増大を呼びかけ、授業改善の推進と読むことへの興味関心の喚起を図る。

教員の国語指導力の向上について

- ・ 国語教育研究会と密接に連携を図り、継続的な指導力向上の取組を実施する。
- ・ 教員による国語科指導に関するスピーチや論文発表の場を設定し、個々の教員の研究活動を活性化する。

学校・家庭・地域における言語環境の整備について

- ・ 「eメール作文投稿コーナー」「中学校・高等学校ディベート大会」などを開催したり、「親子20分間読書運動」や「地域あいさつ運動」などを提起したりして、学校・家庭・地域における言語活動への取組の活性化と、コミュニケーションの機会

の拡大を図る

読書活動の推進について

- ・ モデル校「まちとともに歩む読書活動推進校」を設置し、学校・家庭・地域ぐるみで取り組む読書活動を展開し、その取組成果を全市立学校の実践に資する。
- ・ 「横浜市子ども読書活動推進計画」の早期策定を図る。
- ・ 「横浜市立学校必読図書一覧（仮称）」を作成し、全校配付する。
- ・ 学校図書館の内容や機能の整備・充実を図り、公立図書館との連携を図りながら読書環境の整備を促進する。

(5) 小学校における英語教育の導入について

小学校英語教育の導入に当たっては、

発達段階に応じた目標設定

各小学校でカリキュラム編成を行うための教育課程の指針

適切な評価規準・評価方法

授業を行うための教材・指導方法の開発・周知

各小学校の実態に即した指導体制

授業時数の確保方策

を外部有識者による「横浜市英語教育推進協力者会議(仮称)」において、具体的な検討を進める。

ア 発達段階に応じた適切な目標設定

小学校における英語教育を行うに当たっては、「中学校卒業段階で、自らが考える横浜の良さを伝え、外国人来訪者に対して、簡単な横浜市観光案内をできる」英語力を身につけるため、小学校段階における適切な目標設定を行い、その目標の実現を目指した活動を計画することが必要である。特に、発達段階に応じた適切な目標設定を行う。

イ 各小学校でカリキュラム編成を行うための教育課程の指針

「地域人材を活用した英語活動推進校」などにおいて小学校の英語活動は実施されているが、学習内容や指導計画については、それぞれの学校が創意工夫を行っている。

そのため、英語教育の実施にあたっては、教育委員会において教育課程の指針を策定することにより、各学校が具体的なカリキュラムを編成できるようにする。

ウ 適切な評価規準・評価方法

小学校において英語教育を実施していくためには、適切な評価規準や評価方法が必要となる。そのため、教育課程の指針と同様に、教育委員会として評価規準や評価方法の標準を示し、各学校において適切に評価を行うようにする。

エ 授業を行うための教材・指導方法の開発・周知

教材・指導方法の開発に当たっては、中学校からの実践的なコミュニケーション能力の育成を目指す教科学習に結びつけるため、教材・指導

方法を開発し、周知を図る。

(ア) 主たる教材の標準の策定

小学校英語教育には検定教科書がないため、目標・教育課程の指針などに応じた教材が必要である。そのため、教育委員会において主たる教材を策定する必要がある。

(イ) 「授業改善支援センター（仮称）」を活用した指導事例の周知

優れた教材や授業実践を収集し、各学校に情報提供を行うため、平成 17 年中に整備する「授業改善支援センター（仮称）」において、「地域人材を活用した英語活動推進校」など、先行して英語活動を行っている小学校の指導方法から事例集を作成し、各学校に配布・周知を図る。

(ウ) 視聴覚教材やコンピュータ教材

小学校教員は、英語教育の指導経験がなく、指導のための訓練も受けていないことが多い。英語が堪能な地域人材や A E T などとのチーム・ティーチングにより英語指導を行うことが基本となるが、学校の実態によっては、学級担任が単独で指導を行うこともあり得る。

そのため、学級担任が単独で授業を実施できるような、視聴覚教材やコンピュータ教材を検討する必要がある。

オ 各小学校の実態に即した指導体制の構築

小学校の教員は、英語教育の指導経験がなく、指導のための訓練も受けていないことが多い。このことを前提に、全市立小学校において英語教育を行うことが可能な指導体制を構築する必要がある。

(ア) 授業形態

小学校の教員は、学級担任として児童の実態は把握しているが、英語教育の指導経験がなく、指導のための訓練も受けていないことが多い。

そのため、小学校英語教育の授業形態は、児童の実態を把握する学級担任と、地域や学校の実態に応じて、英語が堪能な地域人材や A E T、中学校英語教員を活用し、チーム・ティーチングを行う。また、学級担任が単独で授業を行うことを可能とするコンピュータ教材や視聴覚教材についても検討が必要である。

(イ) 小学校教員に対する研修

小学校の教員は、英語教育の指導経験がなく、指導のための訓練も受けていないことが多いことから研修が必要である。研修では、指導者というよりも、児童と一緒に活動に参加し、一人の学習者としてのモデルを児童に示し、児童と共に学ぶという意識を持たせるようにす

ることが考えられる。

a 「英語担当教諭（仮称）」の校務分掌

全ての小学校に、校務分掌により「英語担当教諭（仮称）」を位置づける。「英語担当教諭」は、各学校の代表として研修に参加し、校内での英語教育のコーディネーター役として、カリキュラムの編成などを行う。

b 「地域人材を活用した英語活動推進校」を拠点とした研修

小学校において英語活動を行う「地域人材を活用した英語活動推進校」などを拠点として、周辺の小学校の「英語担当教諭（仮称）」に対して研修を行う。

c 校内研修

「英語担当教諭（仮称）」を中心に校内研修を行い、カリキュラム編成や指導方法の周知徹底を図る。

d 小学校教員が自主的に研究する体制

小学校教員が自主的に英語教育を研究する体制を構築するため、小学校教育研究会に「英語部会」を設置することが考えられる。

（ウ）民との協働による地域人材に関する情報提供・研修・資格認定

民との協働により、各学校が地域人材を活用して、英語教育を行うことができる仕組みを構築する。

a 地域人材に関する情報提供

英語が堪能な地域人材が活用できるよう、各学校に対して地域人材に関する情報提供を行う仕組みを設ける。

b 地域人材に対する研修

地域人材に対して、学校運営や教育活動に関する知識を提供するための研修を行う必要がある。

c 地域人材に対する資格認定

地域人材のうち、一定の英語指導力を有する者を認定することにより、各学校が英語教育に地域人材を活用しやすくする。

（エ）A E Tの派遣・資質向上

小学校英語教育において生きた英語を提供するため、必要に応じ、各学校に対しA E Tを派遣することとする。また、研修等によりA E Tの資質向上に努める必要がある。

（オ）中学校英語教員に対する小学校への兼務発令

学校の実態に応じ、小学校の英語教育において中学校英語教員を活用するための制度を設ける必要がある。そのため、中学校英語教員に小学校への兼務を発令し、小学校において英語指導を行うこととする。また、このことは、小中学校を通じた英語教育の推進につながるもの

である。

カ 少なくとも週 1 単位時間以上の授業時数の確保

「中学校卒業段階で、外国人来訪者に対して、自らが考える横浜の良さを伝え、簡単な横浜市の観光案内をできる」英語力を身につけるためには、小学校低学年から、少なくとも週 1 単位時間以上の授業時数を確保し、英語に慣れ親しむことが重要である。

英語教育を行う授業時数を確保するため、年間総授業時数を拡充する。総合的な学習の時間において、各教科等で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くような英語教育を行う。

(ア) 年間総授業時数の拡充

英語教育を行う授業時数を確保するため、年間総授業時数を 35 単位時間（週 1 単位時間）拡充する。拡充した授業時数は、第 3～6 学年については総合的な学習の時間とし、第 1・2 学年はいわゆる「余剰の時間」とする。新たに拡充した授業時数を活用して英語教育を行うことにより、全市立小学校では、年間 35 単位時間（週 1 単位時間）以上の英語教育を行うこととなる。

(イ) 総合的な学習の時間などの活用

年間総授業時数の拡充により、第 3～6 学年については、総合的な学習の時間は、年間 140～145 単位時間（週 4 単位時間程度）に拡充される。学校の実態に応じて、総合的な学習の時間のうち、週 2 単位時間以上の英語教育が行うことも可能である。

総合的な学習の時間は、各教科等で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くような取組を行うが、英語教育についても同様の取組を行う。

(ウ) 授業時間の弾力的編成など

授業の 1 単位時間を弾力的に編成し、英語教育の内容に応じて、5 分、15～30 分のショート・タイムの活動を行うことや、朝や帰りの学級の時間や全校校内放送等を活用し、生活化を図るなど、英語教育を行うに当たって、各学校において創意工夫を行う。

平成 21 年度に向けての方策

目標設定について

- ・平成 18 年度中に教育委員会において、発達段階に応じた適切な目標設定を行い、各学校に周知する

カリキュラムの編成について

- ・平成 18 年度中に教育委員会において、目標に即した教育課程

の指針を策定する

- ・平成 20 年度までに、教育課程の指針を周知徹底し、各学校においてカリキュラム編成を行えるようにする

評価規準・評価方法について

- ・平成 18 年度中に、教育課程の指針に準拠して、教育委員会において評価規準や評価方法の標準を示す
- ・平成 20 年度までに、評価規準や評価方法の標準を周知徹底し、各学校において適切な評価を行えるようにする

教材、指導方法について

- ・平成 18 年度中に、目標・教育課程の標準などに応じた主たる教材の標準を教育委員会として策定する
- ・平成 18 年度中に、小学校英語教育の事例集を作成する
- ・平成 17 年度から、「授業改善支援センター（仮称）」において、小学校英語教育に関する指導事例を各学校に対して発信する
- ・平成 19 年度から、各学校に主たる教材の標準や事例集を配布し、指導方法の周知徹底を図る

指導体制について

- ・平成 18 年度から、全市立小学校に校務分掌として、英語教育の中心的な役割を果たす「英語担当教諭（仮称）」を位置づける
- ・平成 17 年度から、小学校において英語活動を行う「地域人材を活用した英語活動推進校」などを拠点として、周辺の小学校教員に対して研修を行う
- ・平成 17 年度中に、小学校英語教育研究会「英語部会」を設置し、教員が自主的に英語教育について研究を行う体制を構築する
- ・平成 18 年度から、英語が堪能な地域人材に対して、学校運営や教育活動に関する知識を提供するための研修を行う
- ・平成 18 年度から、各学校に対し地域人材に関して情報提供する仕組みを構築する
- ・平成 17 年度から、小学校に A E T を派遣する
- ・平成 17 年度から、中学校英語教員に対し小学校へ兼務発令を行う

授業時数の確保について

- ・平成 21 年度から全市立小学校において、表のような授業時数により英語教育を行う

学年	1	2	3	4	5・6
総授業時数	782 816	840 875	910 945	945 980	945 980
「総合的な学 習の時間」	-	-	105 140	105 140	110 145
うち英語教育	0 34～			0 35～	

(6) 中学校における英語教育の充実方策について

平成 21 年度までに全市立小学校に英語教育を導入することに伴い、中学校の英語教育では、より実践的なコミュニケーション能力を育成する必要がある。
そのため、外部有識者による「横浜市英語教育推進協力者会議（仮称）」において、詳細な検討を行うこととする。

ア 小中学校を通じた英語教育の実施

小学校に英語教育を導入することに伴い、中学校においては、より実践的なコミュニケーション能力を育成する必要がある。

(ア) 小中学校一貫した教育課程の指針の策定

中学校卒業段階に求める英語力の目標に向けては、学習指導要領に加えて、横浜市独自に英語教育に関する教育課程の指針を設け、各学校で実施していく必要がある。小学校に英語教育を導入することを踏まえ、小中学校を通じた教育課程の指針を策定し、各学校において英語科の授業改善を図る。

(イ) 小学校英語教育との連携

小学校で培った英語への興味・関心や意欲を中学校の教科学習にスムーズに結びつける指導を行い、英語教育の必要性等を理解した目的意識をもった学習を促す必要がある。

そのため、「聞くこと」「話すこと」は運用能力の向上を図り、「読むこと」「書くこと」を初めて体系的に学ぶことに配慮するなど、小学校で学習した英語の構造面や機能面からの指導を行う。

また、授業研究を中心とした小中学校間の積極的な交流・連携を図る。

(ウ) 実践的コミュニケーション能力を効果的に養う指導法、評価等

実践的コミュニケーション能力を効果的に育成するため、指導法・評価等を工夫する必要がある。

a 指導法・評価等の工夫

間違いを恐れずに積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成し、本当に伝えたいことを言おうとする態度を重視する。

また、知識としての英語から、コミュニケーションとしての英語を目指した授業を充実するため、授業の大半を英語で行う授業の実施や、実際に英語で聞いたり、話したりする場面を設定する。

さらに、英語を聞いたり、話したりする力を評価する機会を設定

する。

b 指導方法の検証

実践的コミュニケーション能力の向上に資する授業を実施するため、生徒の英語力を分析し、指導方法の検証を行う。

(エ) 習熟度別指導の全校展開を目指す

個に応じた指導の充実を図るため、教材の工夫や開発、活用を図り、習熟度の程度に応じた指導を工夫する必要がある。「補充的な学習」や「発展的な学習」など、生徒の実態や単元、指導の場面に応じた、効果的な習熟度別指導を事例集などにより周知する。

(オ) 副教材の検討

新たに策定した教育課程の指針に基づき、実践的なコミュニケーション能力を育成するため、副教材の作成についても検討する必要がある。

イ 英語科授業時数の検証と選択教科の活用

現行の学習指導要領では年間 105 単位時間（週 3 単位時間）の英語科を実施している。

(ア) 英語科授業時数の検証

小学校英語教育を導入するに伴い、中学校英語科の授業時数について検証する必要がある。

まず、週 3 単位時間の英語科の授業を実践的なコミュニケーション能力の育成のために充実させる。その上で、学校の実態に応じ、総合的な学習の時間や選択教科を活用して、週 4 単位時間以上の英語教育に取り組むことについて検討する。

(イ) 選択教科の活用

中学校においては、第 3 学年時には最多で年間 165 単位時間（週 4～5 単位時間）を選択教科等に充てることが可能であることから、選択教科を活用し、実践的コミュニケーション能力を育成する英語教育を実践する。

また、選択教科を活用することで、年間 105 単位時間（週 3 単位時間）行う必修科目としての英語科との関連を整理し、「発展的な学習」や「補充的な学習」を行う。

ウ 指導体制の改善

実践的なコミュニケーション能力を育成するためには、指導体制についても改善する必要がある。

(ア) 英語教員の指導力向上

校内研究授業や教員の自己評価、教員間の相互評価を一層充実させ、英語教員の指導力向上を図る必要がある。

また、現在、4か年計画で英語教員全員に10日間の集中研修を行っており、引き続き、実践的なコミュニケーション能力の育成につながるための研修を実施する。

さらに、抜本的な指導力の向上方策について検討する必要がある。

(イ) ネイティブスピーカーが関わる英語授業の拡充

生徒が生きた英語に接するため、ネイティブスピーカーが関わる英語授業を拡充する必要がある。

また、AETが常駐することにより、放課後にAETと懇談する「英会話サロン」を設けるなど、授業以外においても生きた英語や異文化に触れる機会を得ることができる。

平成21年度に向けての方策

小中学校を通じた英語教育の実施について

- ・平成18年度中に教育委員会において、小中学校を通じた教育課程の指針を策定する
- ・平成19年度までに、小学校英語教育を踏まえた中学校における指導方法を開発し、周知徹底を図る
- ・平成17年度中に、「横浜市中学校診断テスト」を活用し、生徒の英語力を分析し、指導方法の検証を行う
- ・平成17年度から、習熟度別指導の全中学校展開を目指す

英語科授業時数の検証と選択教科の活用について

- ・平成18年度中に、英語に関する総合的な学習の時間の活用法や選択教科の効果的な指導方法をまとめ、各学校に周知する

指導体制の改善について

- ・平成17年度以降も、引き続き、実践的コミュニケーション能力の育成につながるための研修を実施する
- ・外部試験の受験を奨励することにより、英語教員の英語力の向上を図る（英検準一級、TOEFL550点以上、TOEIC730点以上）
- ・引き続き、英語力の高い教員を採用する
- ・英語教員全員に10日間の集中研修や、毎年20名程度の選抜による海外研修を行う
- ・平成21年度までに、全中学校において、AETが常駐し、週1回はAETとの授業を実施できるようにする

(7) 学校教育外活動や生涯学習の観点からの語学教育充実方策について

民との協働の理念の下、語学教育に関する地域の学校教育外活動との連携を図る必要がある。

また、子どもから高齢者までの生涯を通じた語学力向上についても、環境整備を図る必要がある。

ア 土曜日や長期休業期間中の地域における取組

小学校において英語教育を進めるためには、学校における授業時数に限られることなく、地域の各種取組と連携していく必要がある。

また、学齢期だけでなく、生涯にわたって語学教育に取り組む環境を整備していく必要がある。

イ 民間事業者との連携

土曜日や長期休業期間中を活用した学校教育外活動としては、民間事業者も重要な役割を果たしている。語学教育の推進に当たっては、民間事業者との連携策についても検討する必要がある。

ウ 地域における取組に対する支援

土曜日や長期休業期間中を活用した語学教育に関わる地域における取組の重要性にかんがみ、教育委員会として支援を行っていく必要がある。

平成 21 年度に向けての具体的な方策

土曜日や長期休業期間中の地域における取組の充実について

- ・ 平成 17 年度から、土曜日や長期休業期間中を活用した地域ボランティア等による市民団体の活動のネットワーク化を図る

民間事業者との連携について

- ・ 民間事業者による活動についても、地域ボランティア等による市民団体と同様にネットワーク化を図っていく

地域における取組に対する支援方策について

- ・ 平成 17 年度中に、市民や保護者に対して、語学教育に関わる地域における取組を周知する仕組みを構築する

(8) その他の分野における語学教育

小中学校における取組を踏まえ、高等学校においても語学教育を充実する必要がある。一方、中学校英語教育が実践的コミュニケーション能力の育成を重視するため、入学試験を改善する必要がある。

また、語学教育を推進するに当たっては、豊富な資源を有する大学との連携が重要である。

さらに、増加する外国人児童生徒に対する日本語教育を充実する必要がある。

ア 市立高等学校における取組

平成 15 年度に設置された横浜商業高等学校国際学科は、文部科学省の「スーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクール (S E L H i)」に指定されている。同学科では、英語の授業時数の増など教育課程の工夫と各教科間の緊密な連携の下、コミュニケーション能力の定着を図り、英語の言語運用能力と積極的な対話姿勢の育成を図っている。

また、平成 21 年度に開校が計画されている科学技術高等学校 (仮称) においては、ディスカッションやディベートなど、実際に表現する機会を増やし世界に通用するコミュニケーション能力を育成することとしている。

これらの高等学校において先進的な取組を実践するとともに、全市立高等学校において語学教育を充実させていく必要がある。

(ア) 小中学校の英語教育との連続性を重視した英語指導の充実

小学校や中学校で培った英語への興味・関心や意欲を継続させ、高等学校の学習にスムーズに結びつける必要がある。

そのため、高等学校においては、英語の必要性等を理解した目的意識を持った学習を行い、小中学校で身につけた実践的コミュニケーション能力をさらに向上させ、より高度のレベルを目指した「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の能力を育成する授業を行う。

また、英語教育のカリキュラム開発や授業研究を中心とした小中学校との積極的な交流を図る。

(イ) 第二外国語授業の実施

国際社会において積極的な役割を担える人材を育成するため、高等学校段階においては英語以外の外国語を学ぶ機会を提供する必要がある。

そのため、現在、横浜商業高等学校国際学科で実施している中国語、

韓国語、スペイン語の授業について、学校間連携により他の市立高等学校の生徒も学習が可能とする方策を検討する。

(ウ) 入学試験の改善

日常生活の中で英語に接する機会が少ない現状では、中学校における英語教育が高等学校受験を最終の目標にしがちである。中学校における英語教育がより実践的コミュニケーション能力の育成を重視していくために、高等学校の入学試験を改善する必要がある。

そのため、科学技術高等学校（仮称）においては、例えば、英語検定やTOEFL、TOEICなどの各種外部検定試験結果の一層の活用や、英語による口頭試問の導入などコミュニケーション能力を重視した入学試験を検討する。

(エ) 姉妹校などによる国際交流

高校生が外国に出かけることや外国の高校生を受け入れることは、外国人との交流の中で、実践的なコミュニケーション能力を高めることとなる。そのため、外国の高等学校と姉妹校提携を行い、国際交流を進める必要がある。

イ 大学との連携

語学教育を推進するに当たっては、豊富な資源を有する大学との連携策について検討する必要がある。

(ア) 指導方法の開発

大学に蓄積された研究成果を活用し、小・中・高等学校における語学教育に係る効果的な指導方法を教育委員会とともに開発する。

(イ) 学生を教員のアシスタントとして活用

英語が堪能な学生や教員志望の学生、留学生などを教員のアシスタントとして活用し、児童生徒の学習支援や授業改善を行う。

(エ) 教員の研修機会

高等教育機関としての大学や大学院を教員研修の場として、これまで以上に活用していく。

(オ) 施設の活用

大学図書館などの施設を活用した語学教育を進める。

ウ 外国人児童生徒に対する日本語教育など

日系人を含む外国人の滞日の増加とこれらの外国人に同伴される子どもが増加してきている。本市における平成16年度の外国人児童生徒数は2,180人で、そのうち日本語指導が必要な児童生徒数は621人に及んでおり、中国、韓国、北朝鮮、中南米、フィリピン、インドシナ

からの児童生徒が多く在籍している。

このような外国人児童生徒のために、小中学校において第二言語としての日本語の習得を目指す日本語教育の必要性が急速に高まっている。国際性豊かなまちづくりを推進する上でも、外国人児童生徒がそれぞれの個性を生かし、各学校で安心して豊かに生活できるよう、生活言語・学習言語獲得のための日本語教育の充実が望まれる。

また、各学校においては、多文化共生を視野に入れた学校づくりを推進し、外国人児童生徒等の理解や個性、アイデンティティーの尊重を図る必要がある。

(ア) 日本語教室の内容の見直しと拡充

母語のできる講師を派遣し(派遣指導の充実)、日本語の初期指導と適応指導の充実を図るとともに、外国人児童生徒の母語を生かした学習支援を推進する必要がある。

(イ) 国際教室担当教員配置校における研究体制の充実

日本語指導が必要な児童生徒が多く在籍する学校に、教員が加配され設置されている国際教室の運営や指導体制の充実を図る。

また、国際教室担当教員設置校の連携体制・ネットワークづくりを進め、国際教室の運営や学習指導に関する情報交換を促進する。

(ウ) 外国人児童生徒の母語保持の保障

外国人児童生徒に対しては日本語教育の充実を図るとともに、アイデンティティーを尊重する観点から、母語保持の保障を図っていく必要がある。

そのため、母語教室の開催を工夫するとともに、校内の多言語表示化を推進する必要がある。

4 情報化社会の進展に対応した新たな情報教育の推進策について

(1) 情報教育の推進の必要性

インターネットや携帯電話などの情報通信インフラ（情報基盤）が急速な発展を遂げている現代の情報化社会は、いつでも、どこでも、誰もが、容易に、コンピュータやネットワークが利用できる「ユビキタスネットワーク」社会へと姿を変えつつある。IT革命の進展により、人や情報、経済や文化などの分野でグローバル化が加速されるとともに、世界中のどこでも有用な情報が利用できる「知の共有化」現象が拡大している。

また、情報化社会では双方向コミュニケーションが可能となり、誰もが容易に必要な情報を収集、創造し、発信できる機会が拡大している。

ア 情報化社会の進展と現状

子どもたちが成長し、社会人としてさまざまな分野で活動し、また多様な人間関係の中で生きていくとき、人と人の接し方やコミュニケーションのとり方が最も重要となる。これには、人格形成期に身に付けた知恵や経験、社会規範が大きな役割を果たすことになる。

現代の社会は、人や自然との具体的、実地的なコミュニケーションのあり方に加え、コンピュータやネットワークを利用した新しいコミュニケーションの形態が出現している。

子どもたちが生きていく上で、直接的な体験で培ったコミュニケーション力を基礎にして、このような情報機器やネットワークを活用したコミュニケーション力をバランスよく身につけていく必要がある。

(ア) 人格形成における体験の役割

子どもたちは、幼児期から、家族や地域の人々とのふれあい、友達との遊び、自然とのふれあいの中で成長していく。これらの直接体験や自然とのふれあいを通して、豊かな心や健やかな体が育まれる。できる限りの直接体験を重ねることは、子どもたちの発達においては重要なことである。

直接体験や自然とのふれあいは、家庭をはじめ、あらゆる場で行われてきたが、現在は都市化現象や社会構造の変革などにより、その機会が減少してきている。そのため、学校教育においては、教科、

学校行事、特別活動などを通して、その充実が図られている。

小学校の「総合的な学習の時間」でも、自然体験活動や社会体験、観察・実験・見学や調査、発表や討論、ものづくりや生産活動などの体験的な学習、問題解決的な学習を積極的に取り入れることとしている。

そのため、市立小学校では、自然とのふれあいを重要視し、学校外での「宿泊体験学習」、街に実際に出て観察や調査を行う「まち探検」、商店や工場などを見学する「社会科見学」など、教室外に出た体験活動を積極的に進めている。

(イ) 子どもたちと情報化社会

現代の子どもたちは、高度に発達した情報化社会の中に生きている。今や、情報化社会は、子どもたちにとって、現実の社会そのものであり、インターネットや携帯電話などが急速に日常生活の中に普及することで、誰もが容易に、必要な時に必要な情報を利用可能にしている。また双方向コミュニケーション機能により、誰でも情報の受発信が可能になっている。

子どもたちはこのような情報機器やインターネットなどを日常的に使うことで、この社会が提供する様々なサービスや便益、いわゆる「光」の部分を楽しむことができるようになってきている。しかしその反面、情報化社会は「影」の部分もあることを認識しておくことが必要である。

それゆえ、21世紀の子どもたちが情報化社会を快適にかつ安全に生きていくためには、ITを正しく活用しメディアリテラシーやコミュニケーション能力を身に付け、自らの課題解決に活用できるようにするとともに、情報モラル・マナーを習得することが是非とも必要になってくる。

そしてこのような総合的な力（「情報活用能力」）を育成することは、子どもたちに未来を託す大人たちの責務でもある。

(ウ) 教育とICT（人によるコミュニケーションを重視した ICT 情報技術）

教育にICTを活用することは、情報化社会の中で求められるメディアリテラシーやコミュニケーション能力の育成にきわめて有用な手段であり、いまや、欠くことができないものとなっている。

情報化社会を主体的に生きていくためには、確かな学力、豊かな心、健やかな体などの「生きる力」に加え、必要な情報を読み解き、

これを創造し、発信していく「情報活用能力」が求められる。この育成には、ICTの活用がきわめて有効である。

子どもたちの能力は直接的・具体的体験を基本にして形成されるが、学習においては、これに加えて、ICTを活用して指導を行うことが効果的である。

ICTの活用は学習の理解を助け、思考を促すことで、一人ひとりに無限の可能性を拓く手段となる。それは時間や場所を超えた学びがかなう手段でもあり、知の世界を飛躍的に広げる架け橋となりつつある。

イ 情報教育の目的

教育におけるICT活用は、現代社会の動向を踏まえ、21世紀を担っていく子どもたちの成長を支える戦略として進められるべきである。

そのためには、様々な場面で子どもたちが自ら課題に気づき、主体的に判断し、情報を創造し、発信していくことができる「情報活用能力」の育成を主眼において取り組む必要がある。

併せて情報化社会を快適にかつ安全に生きていくために、人と人との直接的なコミュニケーションを基本に情報モラルやマナーを子どもたちに定着させることも重要である。

(ア) 生きる力と情報活用能力

現代の子どもたちは、国際化・情報化等が進展する変化の激しい社会を主体的に生きることが求められている。そのために変化に対応できる力が必要である。この「生きる力」を育む上で、学校教育が担う役割は大きい。情報化社会では、確かな学力、豊かな心、健やかな体などの「生きる力」に加え、多様な情報の中から自分にとって必要な情報を読み解き、これを創造し、発信していく「情報活用能力」が求められる。

(イ) ICTと教育との関り

情報化社会において子どもたちがICTを活用できることは「読み・書き・計算」と並んで、より良く生きていくための、いまや必須の力となっている。

しかし家庭の中に急速にコンピュータが普及しつつある中で、子どもたち一人ひとりの置かれている家庭のIT環境は必ずしも一様ではない。

こうした現状を踏まえ、子どもたちに情報格差を生じさせないためには、義務教育段階から、ICTを活用できる基礎的な技能・知識、情報を見きわめ活用できる力や情報モラルなどの習得を図っていくことは、公教育の責務である。

(ウ) 発達段階に応じた情報活用能力の育成

子どもの能力は、直接的・具体的体験を基本にして、学習や思考を重ねることにより形成される。ICTを活用することにより、直接体験を大切にしながら、新鮮でビジュアルな教材の提供やシミュレーションなどを通じて、より学習の理解を深める効果が期待できる。

その際、情報活用能力を身に付けられるように、子どもたちの発達段階に応じて、適切にICTを活用する教育を推進していくことが、きわめて重要である。

(エ) 教育の情報化による主体的な学び

ICTの活用によって授業改善を図ることで、子どもたちの学習に対する興味や関心が高まりさらには意欲が喚起され、主体的に学ぶことを通じてわかる授業の実現を図る。

また、主体的な学びにより情報を読み解き、創造し、発信していくメディアリテラシーを培い、双方向コミュニケーションの特性などを生かして自分の思いや考えを伝え、相手と正しく伝えあう豊かなコミュニケーション能力の育成を図る。

さらに情報化社会に主体的に関わる中で、安全かつ快適に生きるための情報モラルやマナーの定着を図る。

(2) 情報教育を取り巻く現状

横浜市教育委員会では、文部科学省の「学校教育の情報化」推進計画を踏まえながらハード・ソフト両面で、学校のICT学習環境の整備を進めているが、コンピュータや校内ネットワークなどハード面での整備が大幅に遅れている状況にある。一方、保護者や市民の「情報教育の強化」についての意識や児童生徒の「情報機器活用」への期待は高く、引き続き、

コンピュータや校内ネットワークの一体的な整備

教員の積極的なICT活用に向け、指導力の向上・学習コンテンツの充実

など、学習環境の整備を積極的に推進する必要がある。

ア 本市の情報化への取組

本市においては「教育の情報化」を推進するため、情報基盤や機器の整備、情報機器を活用して指導できる教員の養成、学習コンテンツの充実など、ハード・ソフト両面での学習環境の整備に取り組んでいる。

(ア) ハード面の学習環境の整備

コンピュータやネットワークなどハード面での環境整備は、必ずしも計画的には進められておらず、文部科学省の「学校の情報化推進計画」に比較して大きく遅れており、その整備水準の引き上げを行うため、本市として望ましい整備水準を明らかにした「情報教育推進計画の策定」が緊急な課題となっている。

本市と国の比較

	本市(16年3月末)	国(17年度水準)
高速ネットワーク整備率	67.8%	100%
校内ネットワーク整備率	10.9%	100%
コンピュータ整備率	14.3人/台	5.4人/台

(イ) 教員のICTを活用した指導力

教員のコンピュータ等の操作力やこれらの情報機器を活用した教科指導力を高めるために、ワープロや表計算等をはじめ、ソフトウェアの使用法、授業での活用法、ネットワーク管理、ウェブ作成など、幅広い内容の研修を行っている。

操作力については、平成15年度末では、全国平均と並び、93%

となっている。特に、平成14年度から3年間にわたり、国の「緊急地域雇用創出特別対策」補助事業を活用し、専門のインストラクターを派遣して学校での操作研修やチーム・ティーチングによる授業支援を行ったことにより、教員の操作力を大きく引き上げることができた。

ICTを活用した指導力に関しては、77.6%と全国平均の60.3%を大きく上回り、文部科学省の平成17年度達成数値目標、「概ね100%」を目指して、伸長してきている。校内ネットワーク(LAN)や普通教室へのコンピュータの一体的な整備による利用環境の進捗とあわせて、さらなる向上を図ることが望まれる。

横浜市の年度別 教員の操作力・指導力の推移(%)

学校種	活用	H.14.3.31	H.15.3.31	H.16.3.31
小学校	操作力	76.4	86.6	93.0
	指導力	47.8	68.0	81.9
中学校	操作力	82.4	93.7	93.4
	指導力	41.1	64.9	68.3
高等学校	操作力	84.8	98.0	96.6
	指導力	49.9	89.6	81.4
盲・聾・養護学校	操作力	78.6	79.2	90.8
	指導力	37.6	52.8	77.9
計	操作力	78.8	89.3	93.1
	指導力	45.3	67.2	77.6
全国	操作力	84.9	87.6	93.0
	指導力	47.4	52.8	60.3

指導力(ICTを活用して授業ができること)

(ウ) 指導用・学習用コンテンツの提供

教員や子どもたちが利用できる各教科・単元に即した指導案や教材などの優れたコンテンツの充実を図るため、財団法人コンピュータ開発教育センター(CEC)などが作成したものを収集するとともに、教育情報ナショナルセンター(NICER)や他県市の教育機関、企業サイトへのリンクを行なっている。また横浜ならではのよこはまコンテンツを独自に作成し提供している。

指導案については、研究授業での事例集を中心にウェブ化し、横浜市教育情報ネットワーク(Y・Y NET)上に公開し、授業での活用に供している。

リンク集及び学習素材数

番号	項目	データ数
1	教科別学習関連リンク集 (ワンダ - スクエアリンク数)	4,700
2	トピックや教育行政関係リンク (デスクトップリンク数)	100
3	セキュリティ、申請用紙、研修情報・資料等 (職員室、事例・資料数)	500
4	横浜市立学校全校のウェブページ (よこはま学校探検ウェブ数)	521
5	コンピュータを用いた授業の事例集 (横浜版授業実践事例集)	1,100
6	よこはまの歴史、建物、公園などの資料 (よこはまコンテンツ資料数)	1,200
7	教育課程開発実践校の指導案	3,000
8	動画や静止画の教科別学習素材集 (デジタル学習素材)	11,000
合計		22,121

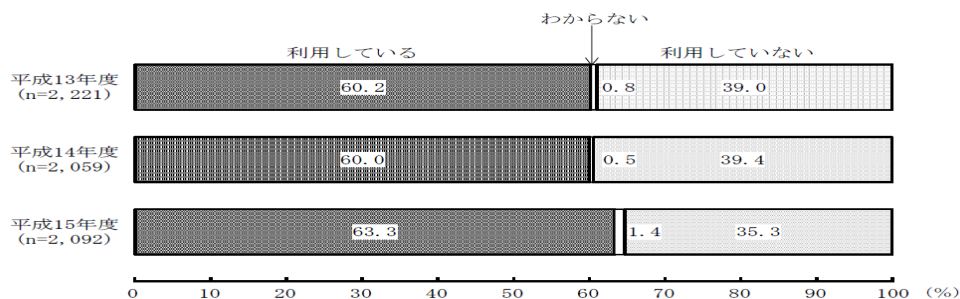
(平成17年3月31日現在)

イ 各種の調査から見えてくる横浜市民の情報化に対する考え方

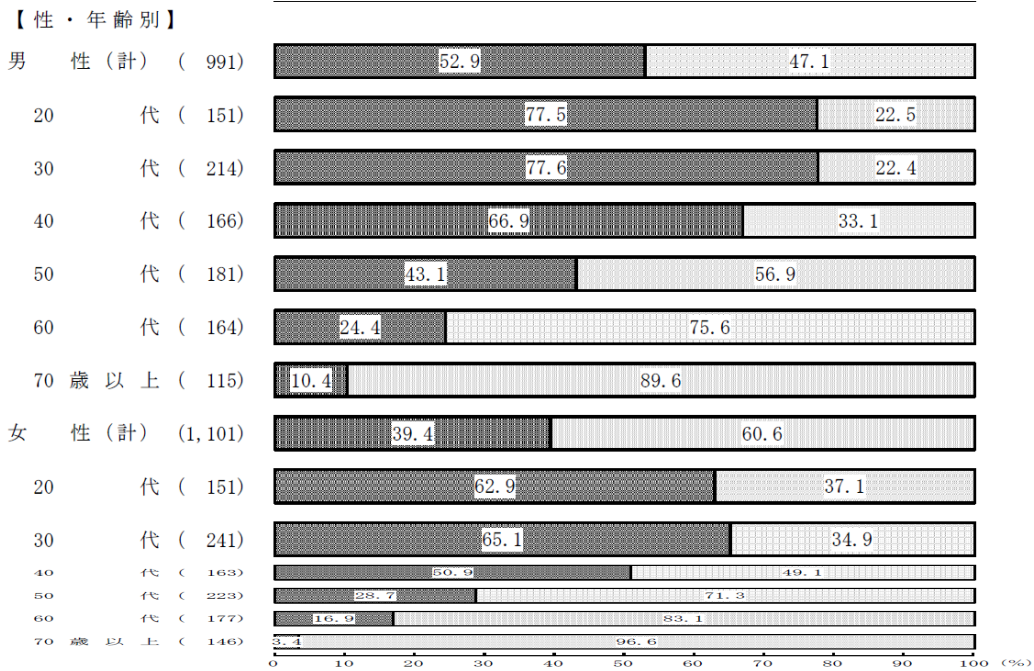
(ア) インターネットの世帯利用状況について <平成15年度横浜市民意識調査より>

横浜市民の世帯利用率は、63.3% (前年比3.3ポイントの増) で、6割強の世帯でインターネットが利用されている。また、インターネットの個人利用では、男性の20代と30代では8割弱、男性の40代、女性の20代と30代で6割台に達するなど、男女とも若い世代での高いインターネットの利用となっている。

(インターネット世帯利用率)



(インターネット個人利用率)



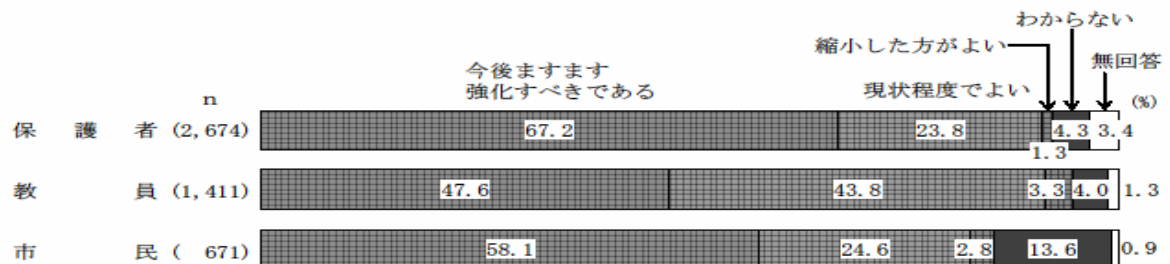
(イ) 情報教育の充実について(平成15年度横浜市教育ニーズ調査より)

保護者や市民の意向から「情報教育」に関する意識は高く、また児童・生徒の感想からも「情報機器活用への期待」が大変高いことが読み取れる。

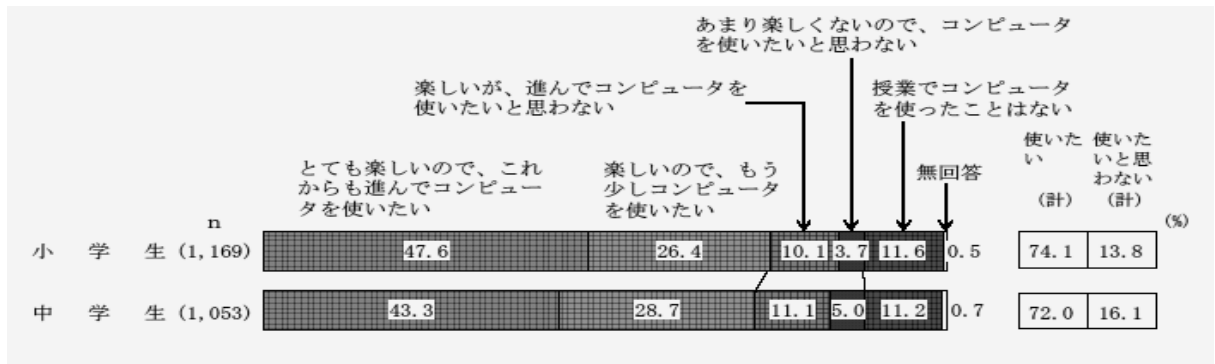
これとは対照的に、教員の情報教育に対する意識は、保護者のニーズの高さに比べ、20ポイントほど低くなっている。

しかし、情報機器を活用した指導力が、年々着実に向上していることや校内LANなどの学習環境の整備が進むことで、教員の意識改革が進みギャップは埋まってくるものと期待される。

(情報教育に対する意向)



(小中学生の情報教育に対する感想)



ウ 教育の情報化推進に関する国の方策

平成12年7月、内閣に「情報通信技術(I T)戦略本部」と「I T戦略会議」が設置され、“5年以内にわが国が世界最先端のI T国家となるための戦略”、いわゆる「e-Japan戦略」が決定された。

I T戦略本部は、「e-Japan戦略」を具体化・体系化していく計画として、毎年、「e-Japan重点計画」を策定し、重点施策分野のひとつ「人材の育成並びに教育及び学習の振興」の中で、学校教育の情報化等を掲げている。

学校教育の情報化等については、次の6項目

- 学校のI T環境の整備
- 教員のI T指導力の向上
- 教育用コンテンツの充実・普及
- 教育情報提供体制の整備等
- 障害のある子どもたちへの対応
- I T教育の充実

がI T化推進計画の柱とされている。

各施策については平成17年度を目標達成年度とし、その時期までの整備・達成水準を掲げている。

また平成16年度においては、I T学習環境の条件整備から、具体的な利活用に向けた指導の取組へ転換することが打ち出されている。

エ I C T教育推進に関する諸外国の動向

米国、E U、主要なアジア諸国においても国家レベルでI T戦略が策

定され、情報化社会の中での「教育の情報化」に重点が置かれるなど、教育分野におけるIT戦略は今や、実施段階に移行しているのが情報先進国における潮流となっている。

(3) ICT学習環境の整備について

本市のICT学習環境の現状や国及び政令指定都市、更には先進的に取り組んでいる諸外国の動向を踏まえ、本市のかかえる課題の解決に向けた方策を検討し、教育の情報化を一層推進する。

また、自ら考え主体的に行動し、国際社会に大きく羽ばたいていく児童生徒を育成するために、学校内の全ての教室等で誰もが自由にコンピュータやインターネットを利用した学習ができるよう「情報教育推進計画」を策定し、着実に推進していくことが必要である。

ア ネットワークの整備

(ア)横浜市教育情報ネットワークシステム(Y・Y NET)の充実

教育委員会と学校間を結ぶイントラネット(Y・Y NET)の機能を十分活用するとともに、指導資料の共有化などの教育の情報化を図る。

研修内容の高度化や多様化に対応するためのe-ラーニングや、遠隔地や市内学校間での交流学习の充実や、会議の効率化を図るためのテレビ会議システムなど、新しいシステムを積極的に導入し、その活用を図ることが必要である。

また、充実に当たっては、システムを運用する教育委員会側の体制づくりや教職員の意識改革も合わせて行う必要がある。

a e-ラーニング

「e-ラーニング」システムは、多様化する教職員研修への対応や児童生徒の確かな学力の向上を図るために、非常に有効な手段となりつつある。

児童生徒が確かな学力を身につけるためには、一人ひとりの到達度に応じた学習の機会を用意することが望ましい。「e-ラーニング」を活用することで、時間や場所に制約されずに学習できるようになり、確実な学力の定着を図ることができる。

また、教員の指導力を向上させる上でも研修の充実は必須で、主体的に研修することによって自らの意欲や資質、能力を高めキャリアアップを図ることができる。

「e-ラーニング」システムは、他の自治体において導入が進んできている。学校の管理職をはじめ、教職員のICTを使った指導や、個人情報、著作権、情報モラル・マナーを体系的に研修し、その定着を図るうえでは、e-ラーニングによる研修システムが効果的である。全国の都道府県及び政令指定都市のうち、既に実施済みのところや平成17年度に実施予定の自治体を合わせると、約半数（30自治体）が導入しており、また導入されていない殆どの都市でも検討を進めている。

このような実情を判断すると、本市においても、早期導入について検討を進める必要がある。

b テレビ会議システムの導入

テレビ会議システムは、遠隔地の学校との交流授業や意見交換が可能なシステムであり、コミュニケーションツールとして有用である。これを利用して、時間や場所を越えた学習の場を拡大することが可能となる。また教育委員会からの情報提供や様々な会議などへの活用も可能であるので、早期導入へ向けた検討が必要である。

(イ) 高速イントラネット回線の整備

高速イントラネット回線は、平成16年7月に更新されたY・YNETシステムにあわせて、平成15年度から3か年計画で整備を開始した。

平成16年度には、全校の3分の2が接続され、平成17年中には、全ての市立学校（520校）が光回線の高速イントラネットとして回線が整備される。

横浜市は平成17年度には、政令指定都市としては、すでに高速接続環境が整備済みとなっているさいたま市、京都市の2市と並んで、毎秒100Mbpsの高速回線接続が可能となる。

(ウ) 校内ネットワーク(LAN)の整備

校内ネットワークが整備されると、Y・YNETやコンピュータ等が授業で活用され、横浜市における学校教育の情報化の推進に大きく貢献することになる。そのため、ICTの学習基盤となる校内ネットワークを早急に整備していくことが求められている。

校内LANの整備は、LAN敷設の経費を効率的に執行するとともに、開かれた学校づくりを推進するため、保護者や地域、企業などのボランティアの協力を得て行うネットデイ方式により整備を進めている。

また校内LAN整備後も、ボランティアにより、コンピュータやネットワークの管理、授業での活用場面における機器操作や指導補助、学校ホームページの更新等についても引き続き支援が受けられる体制づくりが望まれる。

a 小・中学校のネットデイによる校内LANの整備

ネットデイによる校内LANの整備は、平成15、16年の各年度とも、30校（小学校20校、中学校10校）整備と、進捗率は非常に低い水準にとどまっている。

平成15年度末の国の調査では市立全校の整備率は10.9%となっており、政令指定都市の中の比較でも、中位（6位）にとどまっている。なお、中位とはいえ、校内LANの整備状況は、指定都市の中では整備状況に二極化傾向が見られ、本市は10%未達の整備率となっている下位7都市に近い位置にある。ネットデイにより、早急にLAN整備の拡大が求められている。

b 高等学校、盲・ろう・養護学校への校内LANの整備

高等学校、盲・ろう・養護学校においても、校内LAN整備が遅れており、一部の学校において部分的に校内ネットワークが整備されている状況である。

高等学校や盲・ろう・養護学校の校内LAN整備は、校舎の規模が大きかったり構造が複雑であったりするなどの理由により、教育委員会による整備が適当である。

c 学習用としての無線LANの導入について

無線LANは、ケーブルの配線や設置作業を省略でき、大規模な設置作業を行わずに、必要な空間に自由なレイアウトでインターネットや校内LANを活用した学習環境が設定できる。

無線LAN技術の向上により、伝送できる帯域やセキュリティ上の対策も向上し、複数のコンピュータで動画像を同時に利用したり、安心して利用できる条件が整ってきている。

学校においては、そのような機能を有効活用することで、子どもたちの学習に必要な場所にコンピュータを用意することができ、いつでもどこからでもICTを活用した学習が可能となる環境が求められる。

【具体的な方策】

小・中学校の校内LANは、ネットデイ方式により平成20年度までに全校を整備していく。その際、学校の教職員がボランティアと円滑に協働できるように整備の手順等について、モデルプランを平成17年度に提供する。

校内LANの整備にあたっては、平成17年度から普通教室で使用するコンピュータをこれにあわせて配置し、ネットワークの有効活用を図る。

高等学校、盲、ろう、養護学校については、文部科学省の「校内LAN整備助成金」制度を活用するなどして、平成18年度に整備に着手し平成20年度までに完了するよう努める。

ネットデイによる円滑な整備を促進するため、教育委員会は事業への協力・支援を、地域で情報支援ボランティア活動をしている市民、NPOや企業などに対し、ホームページ等を活用して積極的に働きかけを行う。

本市では、校内LANの整備の手段として、有線LANの整備とあわせて、無線LANの有用性を活用できるよう、それぞれの特性を効果的に生かした導入に向けて検討を進める必要がある。

イ 教育用コンピュータ等の整備

(ア) 整備の経緯

小学校においては、教育用コンピュータの計画的な整備は、平成6年度から5年リースによる10台整備を開始し、平成13年度に全小学校に整備された。

また14年度からは22台整備に着手し、平成16年度には全小学校において、22台のコンピュータ整備が完了した。

中学校においては平成4年度から5年リースによる22台整備を開始し、平成12年度からは42台の整備台数に着手し、16年度には全中学校で42台のコンピュータが整備された。

(イ) コンピュータ教室への整備の課題

横浜市立学校の教育用コンピュータは、小学校においては平成16年度に全小学校の22台整備が完了したが、文部科学省の「学校教育の情報化」推進計画の整備台数基準に比較して大幅に下回っている。

小学校ではコンピュータ教室が未整備で、空教室や視聴覚教室な

どで代替している。さらに児童数の増加が見られる地域では、コンピュータを設置する教室の確保ができず、図書室やオープンスペースへ分散配置で対応をしているところも見られる。

学校配置のコンピュータ設置台数5.4人に1台とする国基準と比較すると、本市の小学校は19.8人に1台と、13政令指定都市中、第10位と充足率は低位にある。

他都市においては、42台整備を終了していたり、コンピュータ教室の整備台数を21～22台に固定するが、普通教室あるいは特別教室等へコンピュータ設置を進めるなどの整備方針を明確に打ち出したり、整備計画に着手している市も増えてきている。

小学校中高学年では、子ども一人ひとりが1台のコンピュータを用いた学習の機会の増大が予想される。一人一台を用意しておくことが授業展開では必要であり、国基準の42台整備が早急に行われるべきである。

なお、小学校のコンピュータ教室の確保については、大規模改修等にあわせて整備をしていくことが望ましい。

(ウ) 普通教室・特別教室への整備の課題

コンピュータやインターネットを活用して、授業を行うためには、普通教室・特別教室への整備が必要であるが、本市においては、整備がなされていない。そのため平成15年度からネットデイによる校内LAN整備に着手したが、整備校数は、小中学校併せて70数校にとどまっており、校内LANとコンピュータの早急かつ一体的な整備が必要である。

教育の情報化の進展により、普通教室での教科指導、図書室やオープンスペースなどでのコンピュータ活用の場面が多くなる。

そのため、国の基準では、平成17年度までに普通教室のコンピュータ整備台数を各教室2台(学習用1台、教職員用1台)、また特別教室では、各校6台となっているが、コミュニケーション学習やネットワークを活用した学習を更に進めさせ、子どもたちの情報活用能力を高めるため、本市では国基準の台数を超えて必要な整備水準を策定し、計画的に推進していくことが必要である。

(エ) 整備台数について

コンピュータの整備にあたっては、当面ミニマムな基準として文部科学省の設定する整備台数を確保していくことが必要である。現在、小・中高等学校のコンピュータ教室へは、教育委員会が5年リースによる整備と定期更新を実施しているが、小学校のコンピュー

タは早期に国基準の42台整備を達成する対応が必要である。また、普通教室、特別教室についても、教育委員会において計画的な整備をできるだけ早急に進めていくことが重要である。特にインターネットへの高速接続環境が平成17年度で完備されることから、教室での教科学習にコンピュータを効果的に活用し、授業改善を図ることが「教育の情報化」を推進していく上で、必須の条件となっている。

教育用コンピュータの配置場所と利用目的(小・中学校)

	利用目的	基準等
コンピュータ教室	スキルの学習や一斉学習のまとめに利用 固定的な配置で全学級が計画的に利用	小学校の専用室の整備 一人1台の利用環境の整備
普通教室	児童・生徒共有情報の活用や発表手段 分かる授業のためのシミュレーションやまとめ 教職員向けの情報(校内の予定、学習情報、等)共有	教職員用1台 学習用1台、
特別教室 理科室 音楽室等 校長室	普通教室同様に教科指導に活用 教職員、児童・生徒とのコミュニケーションツールに活用	教職員用1台 学習用1台、 教職員用1台
図書室 オープンスペース	調べ学習やグループ学習・個別課題学習・習熟度学習 に活用	図書室(学習情報センター)
職員室	学習資料の収集、作成、情報の共有化に活用	教職員用 各人1台

教育用コンピュータの必要台数

	コンピュータ教室		普通教室		特別教室 校長室等		図書室 オープンスペース		職員室 (教科準備室)		合計
	現状	目標	現状	目標	現状	目標	現状	目標	現状	目標	
小学校	22台	42台	0台	各2台…40台	0台	14台	0台	40台	0台	24台	160台
中学校		42台	0台	各2台…34台	0台	24台	0台	40台	0台	24台	164台
高等学校	43台(第一PC) 21台(第二PC)		0台	各2台…42台	0台	72台	0台	10台	5台	80台	268台
盲・ろう・養護学校	6~10台	10台	0台	各2台…120台	0台	12台	0台	10台	0台	80台	232台

小学校・中学校については、標準的な規模の学校をモデルとし、高等学校については、普通校をモデルとした。
盲・ろう・養護学校については、養護学校の平均的な規模の学校をモデルとした。

教育用コンピュータの国の基準(17年度目標)

	コンピュータ教室	普通教室	特別教室
小学校	42台	各2台	6台/校
中学校	42台	各2台	6台/校
高等学校	42台	各2台	6台/校
盲・ろう・養護学校	8台	各2台	6台/校

(オ) 画像提示装置の整備

画像提示装置としては、現状では、プロジェクター・スクリーンを整備してきているが、普通教室のコンピュータ整備にあたっては今後、プロジェクターと一体化して、各教室に大型のデジタルボード等を整備する必要がある。

デジタルボードはコンピュータやビジュアル機器の大画面モニターであると同時に、プロジェクターで投影されたボード上の画像資料を直接加工できたり書込めたりまたパソコンでも操作できるなどインタラクティブな電子ボードである。

子どもたちが直感的にボード上で画面を操作することで、自由に表現することができ、授業に主体的に参加することができるようになる。この点で子どもたちにとっての画像提示装置としては、最適な機器ということになる。

【具体的な方策】

コンピュータ教室への教育用コンピュータの更新整備を引き続き行うとともに、ネットデイによる校内LAN整備校については普通教室等で授業にICTを積極的に活用できるよう、コンピュータや画像提示装置等の優先的な整備を行う。

画像提示装置(小・中学校)			
	現状	現行計画(平成17～20年度)	望ましい整備水準
プロジェクター	各校に1台整備	各校に3台追加整備	全教室に1台
電子ボードまたは e-黒板(プラズマディスプレイ)	-	(コンピュータ室・普通教室に 各1台整備を17年度に検討)	コンピュータ室・普通教室に 各1台整備
ポインティングデバイス と組み合わせた プロジェクター			目 標 コンピュータ室に1組 各教室に1組

小学校、中学校、高等学校の普通教室のコンピュータ1台は、教育委員会で平成17年度～平成20年度に計画的に整備していく。

小学校のコンピュータ教室用のコンピュータ42台整備を推進する。

普通教室への2台目及び特別教室の6台(国基準)のコンピュータ整備を推進するため、平成17年度に検討する。

図書室やオープンスペース、特別教室へのコンピュータ整備は、リースアップコンピュータの購入や、NPO及び企業などの協力を得て整備を図っていく。平成17年度に検討し実施していく。

ウ 教職員のICTを活用した指導力向上を目指す研修の充実

学校全体がICTを活用し授業改善を推進するためには、管理職をはじめ教職員が一体となって取り組めるよう、指導法についての理解や実践力を図る研修体制づくりが必要である。

【具体的な方策】

管理職研修

教育の情報化の推進には、管理職の理解と適切なリーダーシップが不可欠であるため、情報管理全般について研修を通して啓発を図る。

学校での情報管理やICTを使った授業を行う際に留意しなければならない個人情報や著作権の保護、さらには情報モラル・マナーについて十分理解が図れるよう研修を充実する。第一線で実践している講師や指導主事による研修を行うとともに17年度からY・Y NET活用による研修を行う。

教職員研修

a 授業活用研修

研修の内容は、従来のコンピュータ操作中心の研修から、コミュニケーションツールを活用したメディアリテラシーやコミュニケーション能力の育成を目指した実際の授業指導での活用に重点を置くこととする。

また、情報機器やコンテンツを活用して、わかる授業の実現が図られるよう授業の場面に即した研修を進める。

更に、教職員は、児童生徒や保護者に関する様々な情報やコンテンツを扱う上で著作権や個人情報を適切に管理することが求められていることから、適切に運用管理が行えるよう専門的な研修を行う。

b 情報モラル・情報管理研修

子どもたちがコンピュータやインターネット、携帯電話などを利用する上で必要な情報モラル・マナーについて適切に指導できるよう実践的な研修を行う。

c 校内ネットワーク運用研修

ネットワークを円滑に運用するためには、学校における運用担当者のスキルの向上を図ることが必要であり、サーバや関連機器についての運用管理研修を行う。また、校内ネットワークを活用し指導資料や教材、学習素材などの共有化を図れるよう、情報の収集、利用、取り扱い等の有効活用に向けた研修を進める。

教職員研修の概要				
対象	目標	習得能力	習得内容	研修内容・方法
全教員	平成19年度までに概ね100%達成	ネットワークやコンテンツを利用した授業ができる。	インターネット活用 コンテンツ活用 プレゼンテーション 指導案作成	授業活用研修
管理職	平成17年度から順次情報管理能力の向上	個人情報、著作権の保護情報モラル等の情報管理ができる。	個人情報の保護 著作権の保護 情報モラル等の職員指導 情報に関するマネジメント	情報管理研修等 (e-ラーニングの検討)
情報教育推進担当者	平成17年度から順次情報管理能力の向上	個人情報、著作権の保護情報モラル等の情報管理ができる。	個人情報の保護 著作権の保護 情報モラル等の指導 学校での運用	情報管理研修等 (e-ラーニングの検討)
情報教育推進担当者	平成17～19年度で1000人育成 (各校2人体制)	校内のネットワークやサーバの運用管理ができ、学校の情報化の推進役となる。	校内ネットワーク構築・運用 校内サーバ運用・管理 PC設定 グループウェア管理	ネットワーク研修 サーバ研修 PC設定研修
ホームページ担当	平成17～18年度で500人育成 (各校2人体制)	学校ホームページの作成・更新ができる。	html、ビルダー、FTP 画像処理 学校ウェブ作成・保存 学校ウェブ体制づくり	平成17年度から順次HP作成

エ 指導用・学習コンテンツの充実

教育課程開発実践校などの実践指導案やコンピュータを活用した指導案など、すぐれた実践資料のデータベースを整備し、コンテンツの共有化を図っているが、引き続き、その作成、収集、提供を促進することが必要である。

また、あわせて「Y・Y NETコンテンツ登録システム」を活用して教員の作成した学習用コンテンツの共有化を進める必要がある。

【具体的な方策】

平成17年度から教員の実践的指導力向上に向けて具体的な場面で、コミュニケーションツールとしてのICTの活用を図れる研修を実施する。

また、子どもを主体としたプロジェクト学習や研究フェロー等、新たな指導法の研究・研修に取組指導モデルを提供する。さらに、Y・Y NETのコンテンツ登録機能を活用し、教員が作成した自作資料等の共有化と利用を促進する。

現在、児童生徒用のコンテンツとしては、ワンダースクエア（リンク集4,700例）、デジタル学習素材（動画・静止画11,000例）などがあるが、これに加え教育情報ナショナルセンター（NICER）のキッズページに学年、教科、教科書に準拠したリンク、コンテンツ集があり、これらを精査して横浜版学習支援のページを構築し、学校に提供するとともに、「授業改善支援センター（仮称）」でも活用を図る。

(4) 学校における情報教育の取組の推進について

ア 発達段階に応じた情報活用能力の育成と系統立てた指導の推進

子どもたちが情報化社会を主体的に生きるには、フェイス・トゥ・フェイスで培ったコミュニケーション力や様々な体験を基本に置き、コミュニケーションツールとしてのICTの機能の活用を通じて、情報を読み解いたり、必要な情報を創り出し、発信できる情報活用能力（文書作成能力、画像処理、プレゼンテーション能力はもとより、メディアリテラシー、コミュニケーション能力、情報モラル）を育成する情報教育に取り組む必要がある。

【具体的な方策】

小学校の「学習指導要領」では、情報教育に関し「慣れ親しむ」「各教科や総合的な学習の時間等での積極的な活用」がうたわれていることから、情報活用能力の育成について、実施学年、指導内容、指導を行う教科（総合的な学習の時間や教科領域等での活用）や指導に必要な時間数などをモデル的な事例（ICT学習よこはまスタンダード）としてとりまとめ、平成17年度に提供し、全小学校で実施、推進する。

中学校の「学習指導要領」では技術・家庭科「情報とコンピュータ」の中で、機器の基本的な操作法と実践的な情報活用能力の育成を図る。また「他の教科や総合的な学習の時間等での積極的な活用」がうたわれており、中心となる「情報とコンピュータ」の学習をもとに、各教科等において積極的に取り組めるよう平成17年度から各教科の活用事例を提供し、高等学校の学習につなげる。

高等学校の「学習指導要領」では普通教科「情報」で、課題や目的に即した情報手段や情報機器を積極的に活用するなどして、情報化社会の一員として必要な能力を確実に身につくようにする。

盲・ろう・養護学校では、小学校、中学校、高等学校の指導内容に準じ、障害の種類や状態に応じて情報機器を学習や生活に積極的に活用できるように適切に指導を行う。

イ 情報モラル・マナー指導の推進

情報化社会ではネットワークの持つ特性から、すべての人が情報の送り手であると同時に受け手でもあり、情報の使い方によっては、被害者にも加害者にもなりうる可能性がある。そのため、情報を適切に取り扱い、責任を持ってこの社会で安全に生活していく上には、情報モラルやマナーを確実に身につけることが必須要件となっている。

【具体的な方策】

小学校、中学校、高等学校の発達段階に応じてそれぞれ適切な指導を行うことにより、確実な定着を図っていく必要がある。そのため、各学校において早期に取組が進められるよう平成 17 年度に「情報モラル・マナーの指導指針」、「指導事例集」を作成・提供するとともに、研修の充実を図る。

小学校

小学校では家庭や学校において低学年から情報機器の利用が顕著になりつつあることから学習内容や発達段階に応じて、安全に責任を持って生活するための基本的なモラル・マナーを身につけられるよう、平成 17 年度からモデル的な指導事例として「ICT 学習よこはまスタンダード」のモラルの部分を活用し、指導の充実を図り日常の学習活動などに生かすとともに中学校での学習につなげる。

中学校

中学生を対象とした「指導事例集(中学校版)」を提供し、技術・家庭科「情報とコンピュータ」および道德等の関連する教科等においてモラル・マナーに関する指導を推進し高等学校での学習につなげる。

高等学校

日常生活や仕事に有用な情報通信ネットワークの仕組みを実践的に学習することにより、健全にかつ責任ある態度で情報化社会に参画し、対応できる実践力を育成するため、平成 17 年度に普通教科「情報」の具体的な「指導事例(高等学校版)」を作成し、平成 18 年度から提供する。

(5) 学校の情報化に向けた支援について

ア 教育委員会による指導法の提供・支援

教育の情報化を具体的に推進するため授業改善の考え方や効果的な指導法などの情報提供が必要である。

【具体的な方策】

教育課程研究委員会に、平成 17 年度から教育の情報化推進組織を設置し、各教科の教育課程に教育の情報化の視点を加え、授業改善に効果的な指導法や事例、学習教材（コンテンツ）、情報機器の活用方法などを研究・発表しその成果を Y・Y NET 上で公開、提供する。

イ 学校の体制づくりを進めるための支援

学校全体で教育の情報化に取り組むために、学校における情報化推進に関する校内分掌を見直し、校内組織体制の整備を図ることが必要である。

【具体的な方策】

学校における教育の情報化を進めるためには、学校内の教職員による組織・体制づくりが欠かせないため、教育委員会は校長会と連携し、校務分掌を見直し、「教育用ネットワーク」と「業務管理用ネットワーク」に区分し、学校運営組織の中に具体的に位置づけるなど、学校の取組を支援する。また、情報教育推進担当については業務内容を適正に配慮し校務分掌上に位置づけることが重要である。

ウ ボランティアと学校が連携するための支援

子どもたちの情報機器操作スキルの習得、コンピュータの管理や校内ネットワークの整備、学校ホームページの更新などについて情報技術を有するボランティアによる学校支援が求められている。

【具体的な方策】

情報教育に関する多様な学校ニーズに合わせて、ボランティア（保護者、地域住民、NPOや企業、大学生・高校生など）と連携し、学校の情報化の推進を図る。

授業でのコンピュータの操作支援をはじめ、ボランティアと協働したネットデイによる校内ネットワークの整備、学校ホームページ更新、ネットワークの管理などにボランティアと連携を図る。

そのため、教育委員会では、平成17年度に学校とボランティアの連携のあり方等を検討し、18年度に受け入れマニュアルや保険等必要な環境を整備し、情報教育に関するボランティアの支援活動を積極的に推進する。

資料 1

政令指定都市の高速回線接続整備状況(平成 16 年 11 月現在 本市独自調査より)

都市名	校種	高速回線接続状況												備考(整備計画など)
		光回線接続						ADSL 接続		CATV 接続		ISDN		
		光 1.5Mbps		光 10Mbps		光 100Mbps		校数	比率	校数	比率	校数	比率	
文部科学省	小学校	校数	比率	校数	比率	校数	比率	校数	比率	校数	比率	校数	比率	概ね高速回線への接続
中学校	校数	比率	校数	比率	校数	比率	校数	比率	校数	比率	校数	比率		
札幌	小学校			206	100.0									整備済
	中学校			99	100.0									
仙台	小学校					15	12.0	40	32.0	58	46.4	12	9.6	整備済(山間部がある為、ISDNを一部使用)
	中学校					12	19.0	12	19.0	36	57.1	3	4.8	
さいたま	小学校					86	100.0							整備済
	中学校					48	100.0							
千葉	小学校			119	100.0									整備済
	中学校			56	100.0									
川崎	小学校	13	11.4					101	88.6					整備済(ADSLは1.5Mbps)光回線整備は未定
	中学校	8	15.7					43	84.3					
横浜	小学校					119	33.6		0.0			235	66.4	H15年度から3か年計画で全校1/3校ずつ、光回線整備中
	中学校					48	33.1		0.0			97	66.9	
名古屋	小学校					89	34.4	170	65.6					整備済(ADSLは1.5Mbps)ADSLから光へ移行中
	中学校					47	43.1	62	56.9					
京都	小学校					179	100.0							整備済
	中学校					78	100.0							
大阪	小学校							291	98.0			6	2.0	ほぼ整備済(ADSLは1.5Mbps)光回線整備は未定
	中学校							128	99.2			1	0.8	
神戸	小学校			11	6.5			44	25.9	106	62.4	9	5.3	整備済
	中学校			10	12.0			22	26.5	49	59.0	2	2.4	
広島	小学校			10	7.3	112	81.8	15	10.9					小学校は整備済 中学校は今年度整備完了
	中学校			4								57	93.4	
北九州	小学校							17	12.6	6	4.4	109	80.7	新たな更新校から高速化
	中学校							13	20.6	3	4.8	47	74.6	
福岡	小学校			6	4.1			4	2.8	132	91.0	3	2.1	ほぼ整備済(CATVは8Mbps)
	中学校			60	88.2			3	4.4	3	4.4	2	2.9	

資料 2

政令指定都市のコンピュータ整備状況(平成16年11月現在 本市独自調査より)

都市名	校種	校数	教室別コンピュータ整備台数			
			普通教室	特別教室	PC教室	備考(整備計画)
文部科学省	小学校		2台/教室	6台/校	42台	H17年度までの整備水準
	中学校		2台/教室	6台/校	42台	
札幌	小学校	206	1(8校)	6(78校)	42(19校) 22(187校)	・H15年度以降で、全校、国基準で整備予定 ・小学校普通教室は、1台整備計画
	中学校	99	0 2	6(38校)	42(96校)	
仙台	小学校	125	1(61校)	6(61校)	21	・小学校のPC室は21台で固定 ・小中学校の普通教室は1台整備 ・H15～17年度でその他教室を整備予定
	中学校	63	1(17校)	6(17校)	41	
さいたま	小学校	86	0	2(47校)	40(7校)	・H15年度以降、更新時小学校PC室40台整備
	中学校	48	0	2(22校)	40	
千葉	小学校	119	0 2	0 6	41(8校)	・中学校はH17年度以降 ・小学校はH18年度以降、国基準で整備予定
	中学校	56	0 2	0 6	42	
川崎	小学校	114	0	0	22	・小学校PC室整備は22台で固定 ・その他教室は未定
	中学校	51	0	0	42	
横浜	小学校	354	0	0	12(72校) 22(281校)	・H16年度に小学校PC室に22台整備完了 ・H16年度に中学校PC室に42台整備完了 (H16.4小学校1校新設)
	中学校	145	0	0	22(37校) 42(108校)	
名古屋	小学校	259	0	0	22	・小学校PC室は当面22台 ・普通教室等への整備は校内LAN整備が進めば併せて整備予定
	中学校	109	0	0	42	
京都	小学校	179	2(2校)	6(2校)	21(153校)他 41(2校)	・PC教室は現状どおりで固定 ・平成16～20年度で、全校普通教室2台、特別教室6台を整備予定
	中学校	78	2(1校)	6(1校)	41(71校)	
大阪	小学校	297	1(6校)	6(6校)	41(118校)	・H17年度までに、小学校PC室41台で完了 ・H16年度モデル小中学校のみ、普通・特別教室のPC整備 ・他は未定
	中学校	129	1(3校)	6(3校)	41	
神戸	小学校	170	2(59校)	6(59校)	42(138校)	・H15年度以降、国基準に沿った整備を予定
	中学校	83	2(19校)	6(19校)	42(49校)	
広島	小学校	137	0 1	6	21(123校)他 40(更新校から)	・H16～17で、小学校PC室40台整備予定 ・H16～17で、小・中学校の普通教室1台整備予定 ・特別教室整備済
	中学校	61	0 1	6	41(58校)	
北九州	小学校	135	2(38校)	6(38校)	42(38校)	・H15年度以降、全校、国基準で整備予定
	中学校	63	2(18校)	6(18校)	42	
福岡	小学校	145	2(3校) 1(5校)	6(8校)	22(139校)	・小学校PC室22台で固定 ・普通・特別教室への整備はモデル校のみ
	中学校	68	2(4校) 1(3校)	6(7校)	42(65校)	

注1：教室別コンピュータ整備台数欄の()内の数値は、全校数中、整備されている校数を表し、
は当該台数による全校整備を表す。

注2：教室別コンピュータ整備台数欄に()がない場合の数値は、全校で当該台数が整備済を表す。
ただし0の場合は、今後整備予定がないことを表す。

注3：教室別コンピュータ整備台数欄の0 1、2は、現在未整備だがこの台数で国基準に沿った整備予定を表す。(横浜市は整備計画に基き、今後決定予定)

資料

横浜教育改革会議教育内容部会委員

< 全体会委員 >		
	氏 名	役 職 名
部会長	福田 幸男	横浜国立大学教育人間科学部長
	上浦 孝雄	前横浜市立盲・ろう・養護学校長会会長 前横浜市立上菅田養護学校長
	清見 克明	横浜市立西中学校教諭
	白石康次郎	海洋冒険家
	鈴木 敏恵	千葉大学講師 島根県立看護短期大学客員教授、建築家
	中村 弘道	社団法人かながわ民間教育協会相談役
	新納 憲司	社団法人横浜市医師会副会長
	牧内 良平	株式会社テレビ神奈川代表取締役社長
	吉田 博彦	特定非営利活動法人教育支援協会代表理事
< 部会専門委員 >		
	氏 名	役 職 名
	加藤 圭司	横浜国立大学教育人間科学部助教授
	小島 勝	横浜市立小学校長会副会長 横浜市立幸ヶ谷小学校長
	鈴木 吉光	横浜市教育委員会事務局児童・生徒指導担当部長（前横浜市立中学校長会総務、前横浜市立仲尾台中学校長）

市民の皆様のご意見等をお待ちしています

この報告に対するご意見等をお寄せください。

[受付期間]

平成17年5月25日（水）～平成17年6月8日（水）必着

[あて先]

横浜市教育委員会事務局教育政策課「部会報告」担当

- ・ 郵送 〒231-0017 横浜市中区港町1 - 1
- ・ FAX 045 - 651 - 1417
- ・ ホームページから

<http://www.city.yokohama.jp/me/kyoiku/shingikai/kyoikukaikaku/iken.html>

[記入事項]

以下の事項について、お差し支えない範囲でご記入ください。

氏名（ふりがな）

住所（「市内 区」または「市外」のいずれか）

年代（例：40歳代）

性別

職業

ご意見をいただく部会名（必ずご記入ください）

ご意見